

表紙のデザインは変更する可能性があります。

福祉のまちづくりのための施設整備
バリアフリーガイドライン
(素案)

< 令和7年12月24日時点版 >

目次

- ・はじめに
- ・大阪府福祉のまちづくり条例 条例前文

序章

1	目的	序章-1
2	誰もが出かけられるまちづくりに必要な視点	序章-1
3	施設の計画・設計	序章-14
4	施設の管理・運営	序章-26
5	バリアフリー法及び福祉のまちづくり条例による整備基準	序章-32
6	建築物の手続き	序章-41

建築物等の整備方針

<建築物等の整備方針の見方>

1	敷地内の通路	P. 1-1
2	出入口	P. 2-1
3	廊下等	P. 3-1
4	階段	P. 4-1
5	傾斜路	P. 5-1
6	エレベーター	P. 6-1
7	エスカレーター	P. 7-1
8	便所	P. 8-1
9	駐車場	P. 9-1
10	ホテル又は旅館の客室	P. 10-1
11	浴室等	P. 11-1
12	標識	P. 12-1
13	案内設備	P. 13-1
14	案内設備までの経路	P. 14-1
15	子育て支援設備	P. 15-1
16	造作設備（手すり・カウンター・自動販売機等）	P. 16-1
17	内装等（内装・客席・備品・その他の配慮）	P. 17-1
18	知的障がい・精神障がい（発達障がい含む）支援設備	P. 18-1
19	避難設備等	P. 19-1
20	バリアフリー情報の公表（ホテル又は旅館）	P. 20-1
21	小規模店舗における設計ガイドライン	P. 21-1

序 章

1 目的

誰もが安心して自由に出かけられるまちづくり

大阪府では、すべての人が自らの意思で自由に移動でき、その個性と能力を発揮して社会に参加できる「福祉のまちづくり」を実現するため、平成4年10月に「大阪府福祉のまちづくり条例（以下「福祉のまちづくり条例」）という。」を制定（平成5年4月施行）しました。現在では高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「バリアフリー法」という。）と一体となって、安全で容易に利用できる施設の基準を定めるなど、誰もが出かけやすいまちづくり、使いやすい施設づくりを推進しています。

【関連する内容】バリアフリー法、移動等円滑化に関する基本方針（参考-4、参考-104）

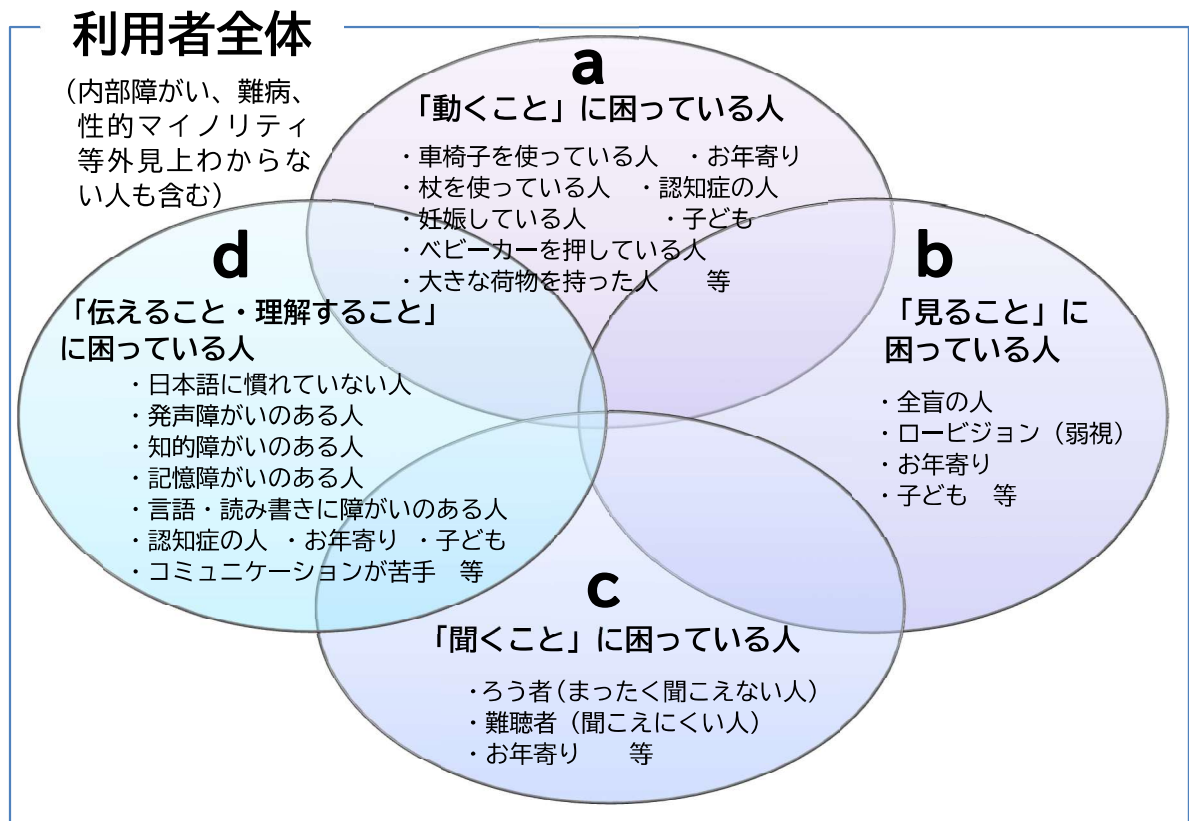
2 誰もが出かけられるまちづくりに必要な視点

A 多様な利用者に対する理解

社会にはさまざまな人が生活しています。高齢者や障がい者だけでなく、妊娠している人や子どもを連れている人、ケガをしている人、日本語に慣れていない人、性的マイノリティなど、その状況はさまざまです。

誰もが安心して自由に出かけられるよう、利用者のニーズを把握し、多様な利用者が参加できるよう、ハード・ソフトの両面からまちづくりを進めることが大切です。

図1 多様な利用者をまちの移動・施設利用の際に発生しうるニーズに基づいて整理したイメージ図
（バリアフリー整備ガイドライン（旅客施設編）P10に一部加筆）



イ ユニバーサルデザインの基本的な考え方

どこでも・だれでも・自由に・使いやすく

バリアフリーは、障害によりもたらされるバリア（障壁）に対処するとの考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインはあらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

（障害者基本計画(内閣府)より）

ロ ユニバーサルデザインの7原則

ユニバーサルデザインは、アメリカのノースカロライナ州立大学のロナルド・メイス氏が提唱した考え方であり、この概念を明確にするため、次の7原則が示されています。

- （1） だれにでも公平に利用できること
- （2） 使う上で自由度が高いこと
- （3） 使い方が簡単ですぐわかること
- （4） 必要な情報がすぐに理解できること
- （5） うっかりミスや危険につながらないデザインであること
- （6） 無理な姿勢をとることなく、少ない力でも楽に使用できること
- （7） アクセスしやすいスペースと大きさを確保すること

ハ ユニバーサルデザイン実現のポイント

まちづくりや建築におけるユニバーサルデザインを実現するためのポイントは次のとおりです。

- （1） 特別なものとせずに、「共用品」化（メインストリーム化）
- （2） 当事者参加・参画で使いやすくする
- （3） ニーズを丁寧に把握する
- （4） 粘り強く考え、話し合う（人の意見をよく聞く）
- （5） 継続的に改善する（PDCAサイクル）

また、その取組みは利用者が意見を言うだけの一方通行形ではなく、利用者・施設管理者などユーザーと、設計・工事を行う技術者が共に意見を出し合い、よい計画案（着地点）を見出していく検討作業そのものが重要であり、その検討作業で得た知識・経験が次のステップ（スパイラルアップ）につながっていきます。（完全にクリアすることが困難な課題であっても、その課題と検討経過を共有することで、適切な計画案をまとめられる場合も考えられます。）

PLAN
(計画)

＝ (利用者へのニーズ調査・
過去事例の利用実態調査 等)

DO
(実施)

＝ (計画プロセスの結果を
元に設計・施工)

CHECK
(検証・評価)

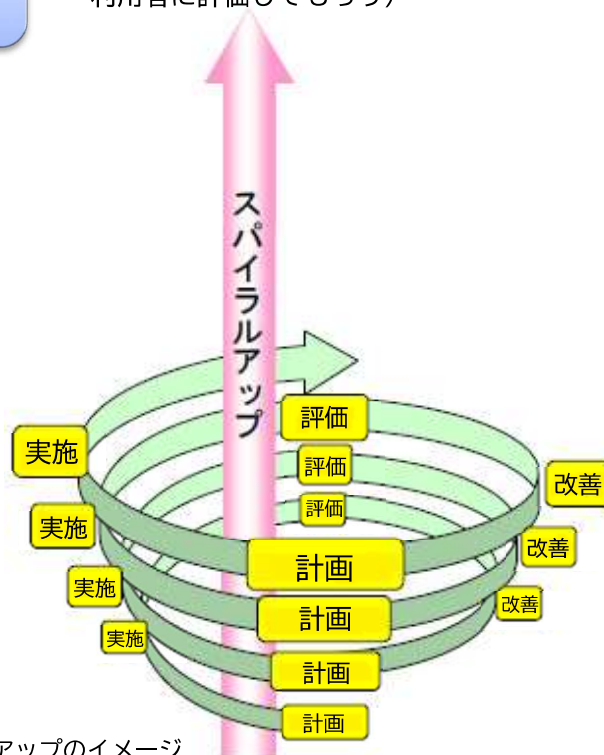
＝ (完成した施設を多様な
利用者に評価してもらう)

ACTION
(見直し・改善)

＝ (必要な処置または
次の施設へ反映)

利用者(図1)
参加
情報の共有

ユニバーサルデザインを進めていくには、スパイラルアップを含めた継続的な取り組みが重要となります。



序章-3

ホ ユニバーサルデザインへの取組みの実例

ユニバーサルデザインを目指した取組みの実例には、次のようなものがあります。

◆把握しやすい空間設計（事例１）

基本設計の段階からユニバーサルデザインを意識した空間設計を行う取組みをしています。大きな吹き抜けに各テナントが面する形式により、空間構成の把握に役立っています。

（事例１）



◆大きく見やすいサイン（事例２）

大きくデザインしたサインや、照明計画に配慮した上で、動線上からわかりやすい位置に配置されたサインは、遠くからでも見つけやすく目的地への誘導を行っています。また、子どもや外国人など日本語に不慣れな方にもわかりやすいピクトグラムを用いることで、誰にでもわかりやすい案内標識となっています。

（事例２）



◆さまざまな利用者に配慮したトイレ

①少し広めのブースや乳幼児設備の設置（事例３）

多様な利用者に配慮しつつ、多機能ブースにすべての設備（車椅子対応・オストメイト対応・乳幼児用設備）をまとめ、その他のブースは一般的な広さのブースとするのではなく、「少し広めのブースの設置・複数個所に乳幼児用設備の設置」を計画することで、快適に利用できるよう工夫されています。

（この内容の具体的なプラン例を序章-21 に紹介しています。）

（事例３）



②多様なSOGIESCを前提としたトイレの設置（事例4、事例5）

従来の男女別の便所だけにするのではなく、男女共用で全ての人が利用できる位置に複数の便房を配置しています。異性の介助者を同伴する人・家族をはじめ、多様なSOGIESCを前提とされていないことで困っていた人が使いやすいデザインです。

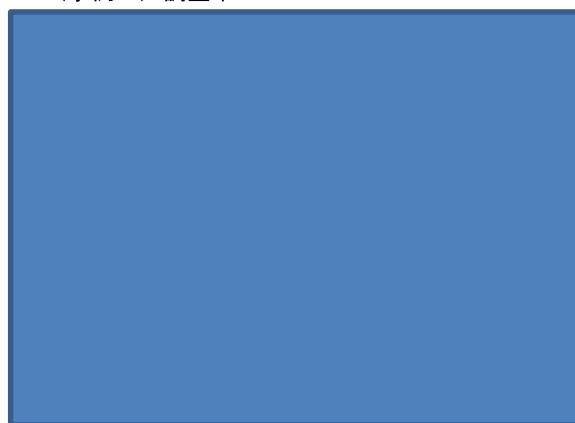
男女別の便所を使いにくい人の中には、車椅子対応の広めのブースを必要としない人もいます。

また、事例5では、性別に関わらず利用できる「みんなのトイレ」を整備し、男女の別を強調しないよう、案内表示のデザイン、色、大きさについて配慮することで、誰もが利用しやすいトイレを目指しています。

（事例4）調整中



（事例5）調整中



SOGIESC とは・・・

SOGIESC とは、性のあり方を表す4つの側面、すなわち性的指向 (Sexual Orientation)、性自認 (Gender Identity)、ジェンダー表現 (Gender Expression)、性の身体的特徴 (Sex Characteristics) の総称として使われている概念です。

◆色弱者等に配慮した表示（事例6～事例11）

①色の組み合わせ（事例6）

施設の案内図について、エリアごとに赤色や青色で表示するなど色分けすることにより、わかりやすくなるよう工夫しています。

なお、赤と青は、色覚障がいのある人にも見分けやすい色の組み合わせになっています。（序章-18 参照）

（事例6）



②明度差（事例７・８）

背景色を白、女性用便所のマークの色彩を朱赤にして明度差に配慮することにより色弱者等の視認性を高めています。

（事例７）

（事例７）



視覚障がい者誘導用ブロックと床仕上げの色の明度差を大きくしわかりやすいデザインとしています。（事例８）

（事例８）



③ピクトグラム（事例９）

提供する情報量を絞り、色の組み合わせだけでなく、ピクトグラムを用いることにより、色弱者等にとってわかりやすくなるよう工夫しています。

（事例９）



④縁取り（事例１０）

赤色で注意を促すピクトグラムを表示した看板です。
暗い背景色の場合は赤色が見分けにくい場合があるため、ピクトグラムに白色の縁取りをすることにより色弱者等の視認性を高めています。

（事例１０）



⑤ハッチング（事例１１）

各路線を色分けするとともに、色を塗った部分に「柄」を加えるハッチングを併用することにより、色弱者等にとって見分けやすくなるよう工夫しています。

（事例１１ 横浜市交通局の例）



◆鉄道駅や車両における視覚表示設備の設置（事例１２～事例１４）

情報コミュニケーションの観点から、鉄道駅や車両において文字情報等を表示するディスプレイ装置等（可変式情報表示装置等）を設置した例。

通常時の情報提供はもとより、遅延や運休などの緊急情報を表示できることから、聴覚障がい者に情報を伝えることができます。

また、同じ内容を音声で案内することで、視覚障がい者にも情報を伝えることができます。

（事例１２ 阪急電鉄の例）



（事例１３ 阪急電鉄の例）



（事例１４ J R西日本の例）



ハ 今後さらなる取組みが求められる分野等

生活を楽しむための余暇や観光に関する施設のバリアフリー化（※1）、さらにはユニバーサルデザインへの取組みや、緊急時・災害時の備えに関するバリアフリー（多様な特性への対応）も今後の取組みが求められています。

◆余暇や観光

2025 年の大阪・関西万博が閉幕した今後も、国内はもとより海外から日本へ多数の観光客が来られることが想定されます。

観光客を「おもてなしの心」で迎え、大阪に来てよかった、もう一度来てみたいと思っただけのよう、これまで取り組んできた施設（ハード）のバリアフリー化の更なる進展と共に、「心のバリアフリー」の取組みがより重要となります。

◆観光客などの来訪が想定される歴史的建造物のバリアフリー

文化財的な位置づけのある歴史的建造物については、建築物そのものに手を加えるようなバリアフリー化は困難ですが、多くの人の来訪が想定される建築物であるため、バリアフリー化の取組みが必要となります。

◆当事者参画

誰もが社会に参画することができる共生社会の実現に向けて、様々な障がい等の特性や困りごとに対する理解を深めていくためにも、設計段階からの当事者参画のプロセスの普及を進めていく必要があります。

◆改修促進

高齢者、障がい者等の社会参加や外出等の機会をさらに促進するため、日常生活において利用される建築物においては、だれもが円滑に利用できるように施設の改修を促進することが求められています。

◆LGBTQ

性的マイノリティの方たちの中には男女に分かれたトイレを使いづらく感じています。性別を問わず、だれでも使えるトイレの整備を進めていく取組が必要となります。

◆緊急時・災害時の備えに関するバリアフリー

大規模な災害が発生した時に、その地域に住む方々は不幸にして避難生活を強いられることとなってしまいますが、とりわけ高齢者や障がい者など配慮を必要とする方々は最もその影響を大きく受けてしまいます。

大阪府や市町村においては、災害対策基本法に基づき、府民や市民、障がいのある方など、関係する方々のご意見をお聞きし、それぞれ「地域防災計画」や「災害時要援護者支援プラン」などを定め、災害時における備えをしています。

地域防災計画においては、避難所（福祉避難所を含む）については、バリアフリー化がなされた学校などの公共施設や福祉施設等を指定することを推奨していますが、必ずしも十分なバリアフリー化が行われていない場合も見受けられます。

これらの施設管理者におかれては、誰もが安心して利用できるトイレの整備など、あらかじめ建物のバリアフリー化に努めるとともに、実際の災害時に避難所となることを想定した訓練を行うなどの備えが必要です。

また、緊急時・災害時には視覚障がい・聴覚障がい・知的障がいなどにより状況把握が難しい方や、肢体不自由者等、自力での迅速な避難が困難な方がおられますので、安全に避難するための支援をお願いします。

※なお、危機管理に関することについては、こちらをご覧ください。

(防災・減災ポータルサイト／大阪府ホームページ)

https://www.pref.osaka.lg.jp/kikikanri/bousaiportal_hp/index.html

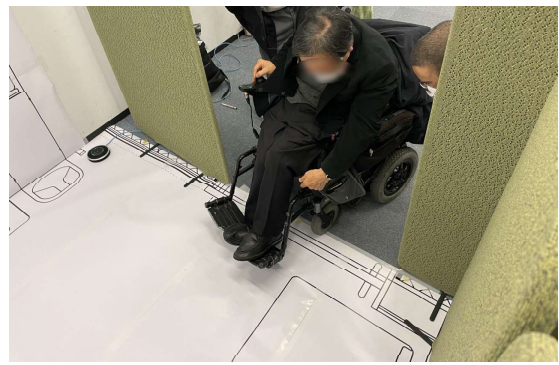
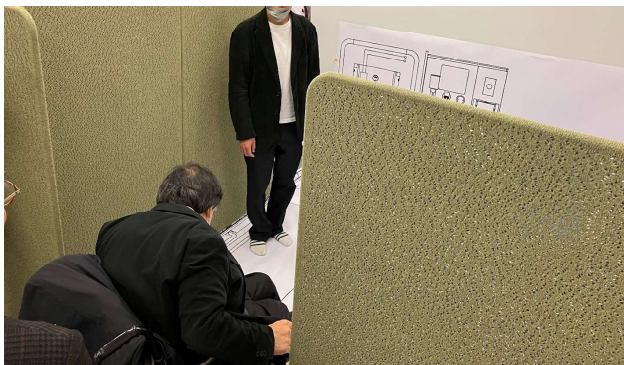
【大阪関西万博におけるユニバーサルデザインの取組】

施設整備のユニバーサルデザインガイドラインでは、大阪・関西万博を訪れるすべての人々が利用しやすいユニバーサルデザインの実現に向けて、会場の施設整備に関する共通指標となる、多様な基準を記載している。

設計・計画段階での当事者参画を行い、ユニバーサルデザインワークショップを開催。

ワークショップではテーマ別検討会を設定し、移動・案内・誘導、カームダウン・クールダウンスペース、トイレ、エレベーター・エスカレーター、客席に分かれての検討を行った。会場内の施設整備に対して積極的に当事者の意見を反映している。

●トイレのモックアップ検証の様子



C 心のバリアフリー

イ 心のバリアフリーの重要性

府民一人ひとり、我々の社会に暮らす人それぞれの多様な特性について理解を深めることが必要です。

まちづくりや建築に関わりを持たない場合（事業者や設計者ではない場合）であっても、相手を理解し、必要に応じて手助けするなど、共に福祉のまちづくりを進めていきましょう。

【バリアフリー法基本方針より（抜粋）】

国民の責務（心のバリアフリー）

国民は、高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性並びにそのために高齢者、障害者等の円滑な移動及び施設の利用を実現することの必要性について理解を深めるよう努めなければならない。その際、外見上分かりづらい聴覚障害、内部障害、精神障害、発達障害など、障害には多様な特性があることに留意する必要がある。

また、視覚障害者誘導用ブロック上への駐輪、車椅子使用者用駐車施設への駐車等による高齢者、障害者等の施設の利用等を妨げないことのみならず、鉄道駅の利用に当たり、必要に応じ高齢者、障害者等に対する手助けすること等、高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる支援その他のこれらの者の円滑な移動及び施設の利用を確保することに積極的に協力することが求められる。

ロ 日常生活で心がけていただきたいこと

お互いを理解し大切にしましょう

- ・ 高齢者や障がい者、妊産婦やケガをしている人など、まわりにはさまざまな人がいます。お互いの違いを理解し、お互いを大切にしましょう。
- ・ あなたのまわりで困っている方がおられたら、「何かお手伝いしましょうか？」と声をかけてみてください。あなたのちょっとした手助けが役に立ちます。

みんなが気持ちよく使えるようにしましょう

- ・ 建物に近いからという理由だけで、駐車場の車椅子使用者用駐車区画に安易に駐車していませんか？
- ・ 車椅子使用者用便房を必要がないのに使っていませんか？
- ・ 線状ブロック及び点状ブロック等（以下「視覚障がい者誘導用ブロック等」という。）の上に物を置いたり、立ち止まったり、また近くに自転車を止めたりしていませんか？

参考～ヘルプマーク～

ヘルプマークとは、援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう作成されたマークです。
このマークを見かけたら、電車内で席をゆずる、困っているようであれば声をかける等、思いやりのある行動をお願いします。



<ヘルプマークを身につけた方を見かけたら>

- ・ 電車・バスの中で席をお譲りください
外見では健康に見えても、疲れやすかったり、つり革につかまり続けるなどの同じ姿勢を保つことが困難な方がいます。また、外見からは分からないため、優先席に座っていると不審な目で見られ、ストレスを受けることがあります。
- ・ 駅や商業施設等で、声をかけるなどの配慮をお願いします
交通機関の事故等、突発的な出来事に対して臨機応変に対応することが困難な方や、立ち上がる、歩く、階段の昇降などの動作が困難な方がいます。
「何かお手伝いしましょうか？」と声をかけたり、エレベーターやエスカレーターでは必要な人が利用しやすいようにゆずりあい、目的のフロアを確認して案内するなどの配慮をお願いします。
- ・ 災害時は、安全に避難するための支援をお願いします
障がいなどにより、状況把握が難しい方、肢体不自由者等で自力での迅速な避難が困難な方がいます。

ヘルプマークに関しては、こちらをご覧ください。

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o090050/keikakusuishin/helpmark/index.html>

D 障害者差別解消法

障がい理由とする差別をなくすことで、誰もが暮らしやすい共に生きる社会をつくることを目的として、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）が制定されました（令和6年4月改正法施行）。

障害者差別解消法は、行政機関や事業者に対し、事務や事業を行うに当たり、障がいを理由として不当な差別的取扱いをすることを禁止するとともに、障がい者から社会的なバリアを取り除くため、何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること（合理的配慮の提供）を義務として定めています。

また、不特定の障がい者を対象として行われる、バリアフリー法に基づく建築物等のバリアフリー化、意思表示やコミュニケーションを支援するためのサービス・介助者等の人的支援を向上するための職員研修、障がい者による円滑な情報の取得・利用・発信のための情報アクセシビリティの向上など、合理的配慮を的確に行うための事前的改善措置（環境の整備）に努めることも定められています。

環境の整備が行われている方が、合理的配慮を提供しやすくなります。例えば、車いすを利用している人が、エレベーターやスロープのない建物の階段をのぼるためには、誰かに持ち上げてもらうなどの対応（合理的配慮）が必要です。しかし、簡易スロープが事前に購入し備えられていれば、階段に簡易スロープをかける対応（合理的配慮）を行えば、自力でのぼれたり、誰かに後ろから押してもらうだけで、のぼれることがあります。こうしたことから、合理的配慮の提供と環境の整備を両輪として進めることが重要ですので、積極的な環境の整備をお願いします。

すべての人が自らの意思で自由に移動でき、その個性と能力を発揮して社会に参加できる「福祉のまちづくり」を推進するため、同法の趣旨を踏まえ、バリアフリー法と福祉のまちづくり条例が一体となってバリアフリー化を推進していきます。

そのためには、心のバリアフリー等のソフト面の関連施策も重要なため、今後とも周知・啓発を図っていきます。

※なお、障害者差別解消法の関連については、こちらをご覧ください。

(内閣府ホームページ) https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai.html	
(大阪府ホームページ) https://www.pref.osaka.lg.jp/o090050/keikakusuishin/syougai-plan/sabekai-kaisai.html	
(国土交通省対応指針) https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai/taioshishin.html	

3 施設の計画・設計

A 想定する利用者のニーズの把握の必要性

施設を計画・設計する際には、利用者の特性や利用人数、利用頻度などを想定し、計画・設計を行うことはこれまでも設計の基本とされてきたと言えます。

（例：百貨店の男女の便所の数・病院の待合室の広さ など）

一方で、近年の超高齢社会の進展や障がい者の社会参加の促進など、想定される利用者の幅は広がりを見せています。これにより、利用者のニーズはこれまでよりも幅広くなっています。

今後まちづくり・建築を行うにあたり、多様なニーズを持つ利用者に利用の制限をかけることなく、誰もが快適に社会で生活できるよう、その多様なニーズをあらかじめ把握し、計画・設計に反映させることが重要です。

なお、利用者の多様なニーズを把握するためには、高齢者や障がい者等を含めた利用者の実際の声を聞くことが望めます。（利用者の多様なニーズは、利用者間相互の理解を深めたうえで計画・設計に反映することで、よりよい計画案（多様なニーズを満たす着地点）を見出すことができます。そのため、利用者が集まり意見交換を行う場を設けることも有効です。）

B 配慮を要する利用者の主な特性の把握

イ 利用者の特性について

施設を計画・設計するにあたり、その施設の利用者を幅広く想定し、その多様なニーズをあらかじめ把握することが重要です。

次の表1には、利用者の主な特性（より具体的なニーズ）をまとめていますので、施設を計画・設計する際には十分にその特性を理解し、計画・設計に盛り込むことが求められます。

また、重複障がいのある方など複数の項目に該当する方がおられることを理解し、計画・設計を進めることも必要です。

表1 対象者（利用者）ごとの主な特性（より具体的なニーズ）

（参考：バリアフリー整備ガイドライン（旅客施設編）P.11、旅客船バリアフリーガイドライン P.116、厚生労働省HP（認知症への取り組み））

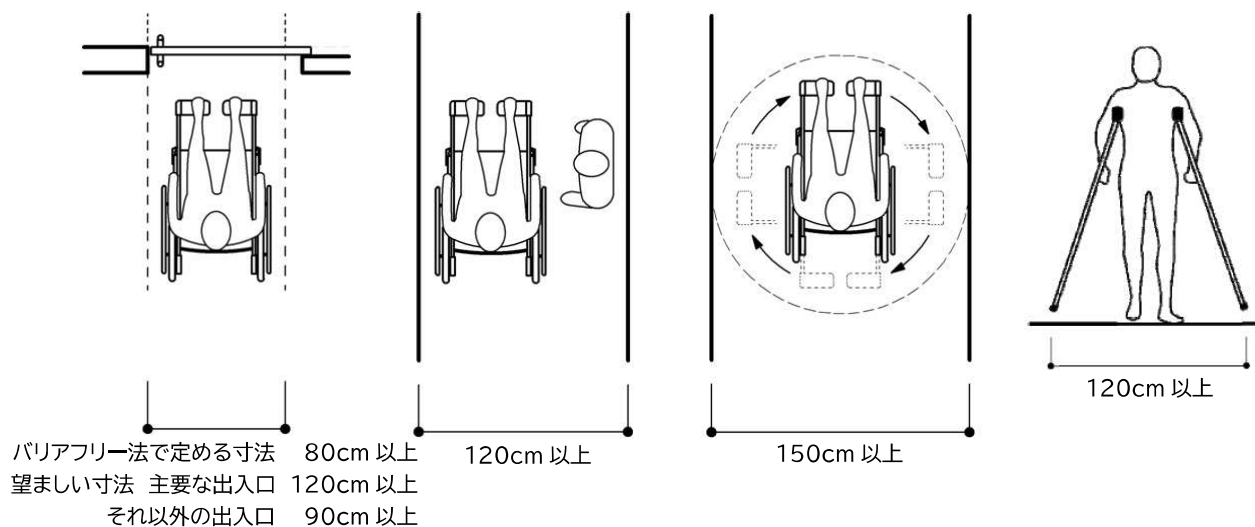
対象者（利用者）	主な特性（より具体的なニーズ）
高齢者 【図1】a, b, c, d	・階段、段差の移動が困難 ・長い距離の連続歩行や長い時間の立位が困難 ・視覚・聴覚能力の低下により情報認知やコミュニケーションが困難 ・スピードのあるものについて行けず、全体にゆっくりした行動になる
認知症の人 【図1】a, d	・覚えること、覚えておくこと、思い出すことができない（記憶障がい） ・時間や季節感、方向感覚等がわからないため迷子になりやすい（見当識障がい） ・考えるスピードがゆっくりになり、混乱しやすい（理解・判断力の障がい） ・計画を立て按配することができない（実行機能障がい） ・その場の状況が読めない（感情表現の変化）
肢体不自由者 （車椅子使用者） 【図1】a, b, d	車椅子の使用により ・階段、段差の昇降が不可能 ・移動及び車内で一定以上のスペースを必要とする ・座位が低いため、見通しが悪かったり、高いところの表示が見にくい ・上肢障がいがある場合、手腕による巧緻な操作・作業が困難 ・脳性まひなどにより言語障がいを伴う場合がある など
肢体不自由者 （車椅子使用者以外） 【図1】a	杖、義足・義手、人工関節などを使用している場合 ・階段、段差や坂道の移動が困難 ・長い距離の連続歩行や長い時間の立位が困難 ・上肢障がいがある場合、手腕による巧緻な操作・作業が困難 など

対象者（利用者）	主な特性（より具体的なニーズ）
内部障がい者 【図 1】 a, d	・外見からは気づきにくい ・急な体調の変化により移動が困難 ・疲労しやすく長時間の歩行や立っていることが困難 ・オストメイト（人工肛門、人工膀胱造設者）によりトイレに専用設備が必要 ・障がいによって、酸素ポンプ等の携行が必要 など
視覚障がい者 【図 1】 b	全盲以外に、ロービジョン（弱視）や色覚異常により見え方が多様であることから ・視覚による情報認知が不可能あるいは困難 ・空間把握、目的場所までの経路確認が困難 ・案内表示の文字情報の把握や色の判別が困難 ・白杖を使用しない場合など外見からは気づきにくいことがある
聴覚・言語障がい者 【図 1】 c, d	聞こえ方に「ろう」から「難聴」まであり、個人差が大きい ・音声による情報認知やコミュニケーションが不可能あるいは困難 ・音声・音響等による注意喚起がわからないあるいは困難 ・発話が難しく言語に障がいがある場合があり伝えることが難しい ・外見からは気づきにくい
知的障がい者 【図 1】 d	初めての場所や状況の変化に対応することが難しいため、 ・道に迷ったり、次の行動を取ることに難しい場合がある ・感情のコントロールが困難でコミュニケーションが難しい場合がある ・情報量が多いと理解しきれず混乱する場合がある ・周囲の言動に敏感になり混乱する場合がある ・読み書きが困難である場合がある ・視覚過敏や聴覚過敏である場合がある
精神障がい者 【図 1】 d	状況の変化に対応することが難しいため、 ・新しいことに対して緊張や不安を感じる ・混雑や密閉された状況に極度の緊張や不安を感じる ・周囲の言動に敏感になり混乱する場合がある ・ストレスに弱く、疲れやすく、頭痛、幻聴、幻覚が現れることがある ・服薬のため頻繁に水を飲んだりすることからトイレに頻繁に行くことがある ・外見からは気づきにくい
発達障がい者 【図 1】 d	・注意欠陥多動性障がい（AD/HD）等によりじっとしてられない、走り回るなどの衝動性、多動性行動が出る場合がある ・広汎性発達障がい等により特定の事柄に強い興味や関心、こだわりを持つ場合がある ・反復的な行動を取る場合がある ・学習障がい（LD）等により読み書きが困難である場合がある ・他人との対人関係の構築が困難 ・視覚過敏や聴覚過敏である場合がある など
妊産婦 【図 1】 a	妊娠していることにより、 ・歩行が不安定（特に下り階段では足下が見えにくい） ・長時間の立位が困難 ・不意に気分が悪くなったり疲れやすいことがある ・初期などにおいては外見からは気づきにくい ・産後も体調不良が生じる場合がある など
乳幼児連れ 【図 1】 a	ベビーカーの使用や乳幼児を抱きかかえ、幼児の手をひいていることにより、 ・階段、段差などの昇降が困難（特にベビーカー、荷物、幼児を抱えながらの階段利用は困難である） ・長時間の立位が困難（子どもを抱きかかえている場合など） ・子どもが不意な行動をとり危険が生じる場合がある ・オムツ交換や授乳できる場所が必要 など
外国人 【図 1】 b, c, d	日本語が理解できない場合は、 ・日本語による情報取得、コミュニケーションが不可能あるいは困難など
性的マイノリティ	・男女別のトイレや浴室等を使いにくいと感じることがある
その他 【図 1】 a, b, c, d	・一時的なけがの場合（松葉杖やギブスを使用している場合など含む） ・難病、一時的な病気の場合 ・重い荷物、大きな荷物を持っている場合 ・初めての場所を訪れる場合（不案内） ・男女別に分かれた空間（トイレ等）を使いづらい（異性の介助者を同伴する高齢者や障がい者、異性の親子、出生時とは別の性別で生きたい人、性別の移行途中の人、男女どちらの性別にも属していない人、意図せず異性に間違われる人など）

注：高齢者・障がい者等においては、重複障がいの場合がある。

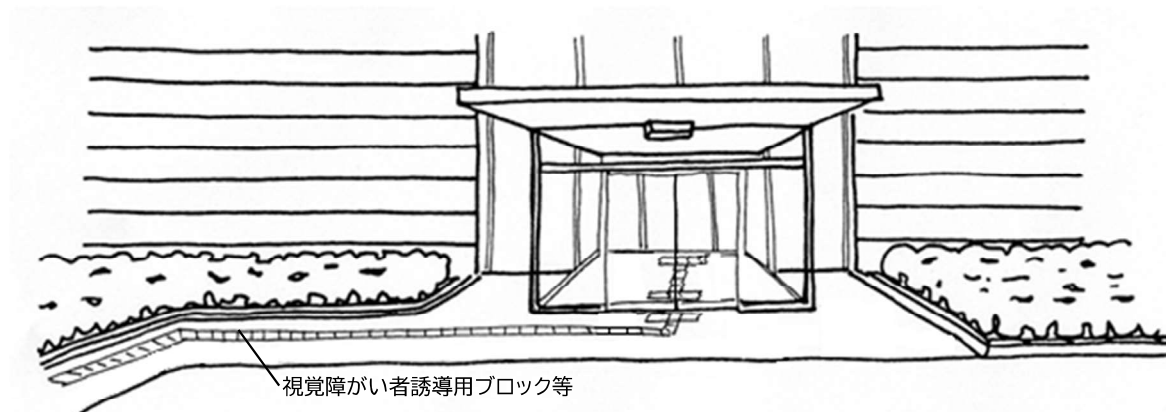
□ 利用者の特性に応じた具体的な配慮例

- ◆【図1】a「動くこと」に困っている人に対して
○必要寸法の確保（車椅子使用者・杖使用者等）

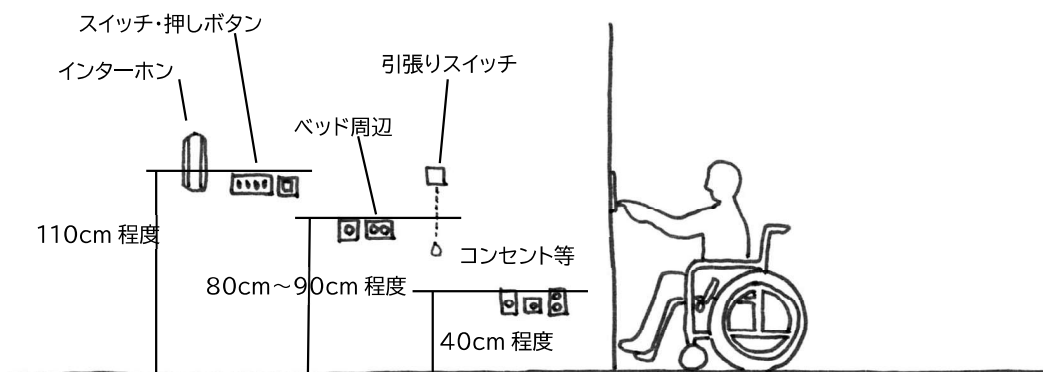


※電動車椅子やスポーツ用の車椅子など、車椅子によって必要な寸法は異なるので注意が必要。

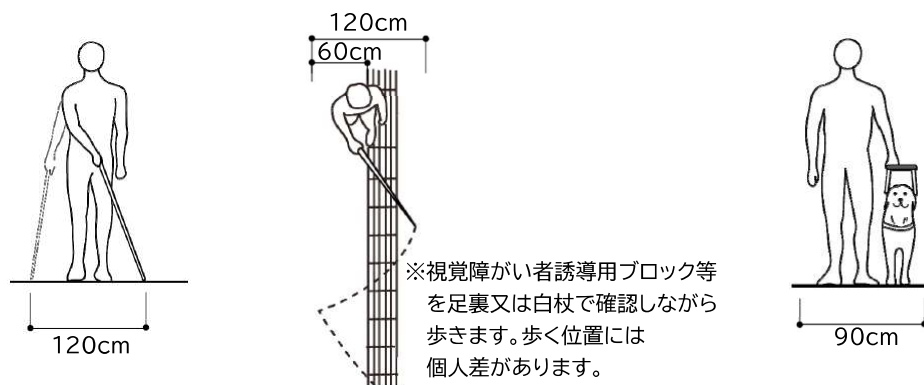
○段差の解消



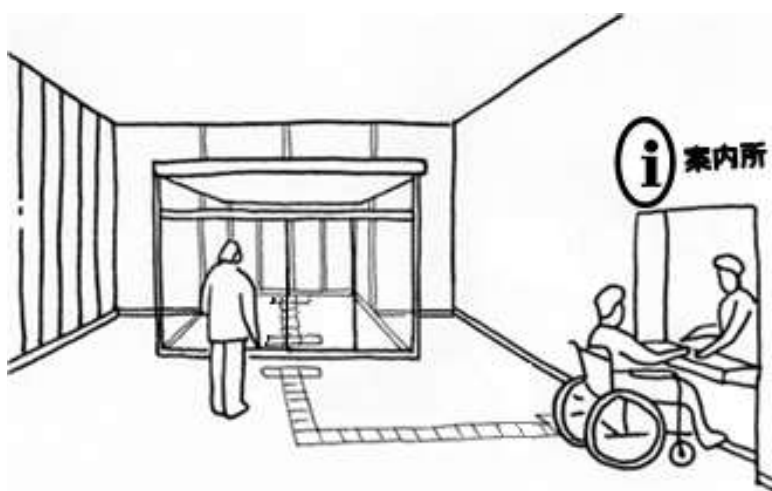
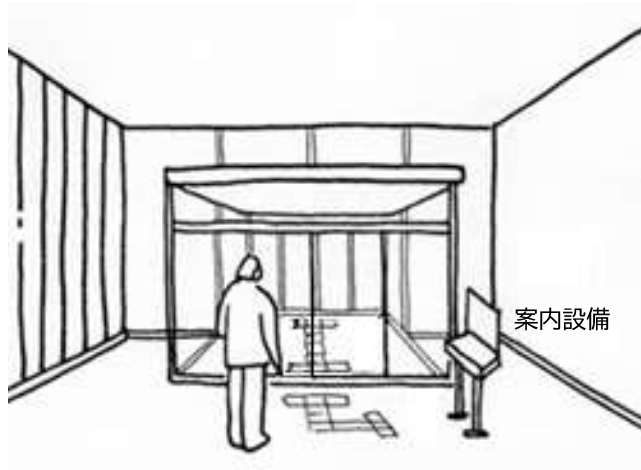
○設備・棚等の高さに配慮



◆【図1】b「見ること」に困っている人に対して
○視覚障がい者の歩行時に必要な寸法



○音声案内・点字等による案内・大きくわかりやすいサインなどの情報提供



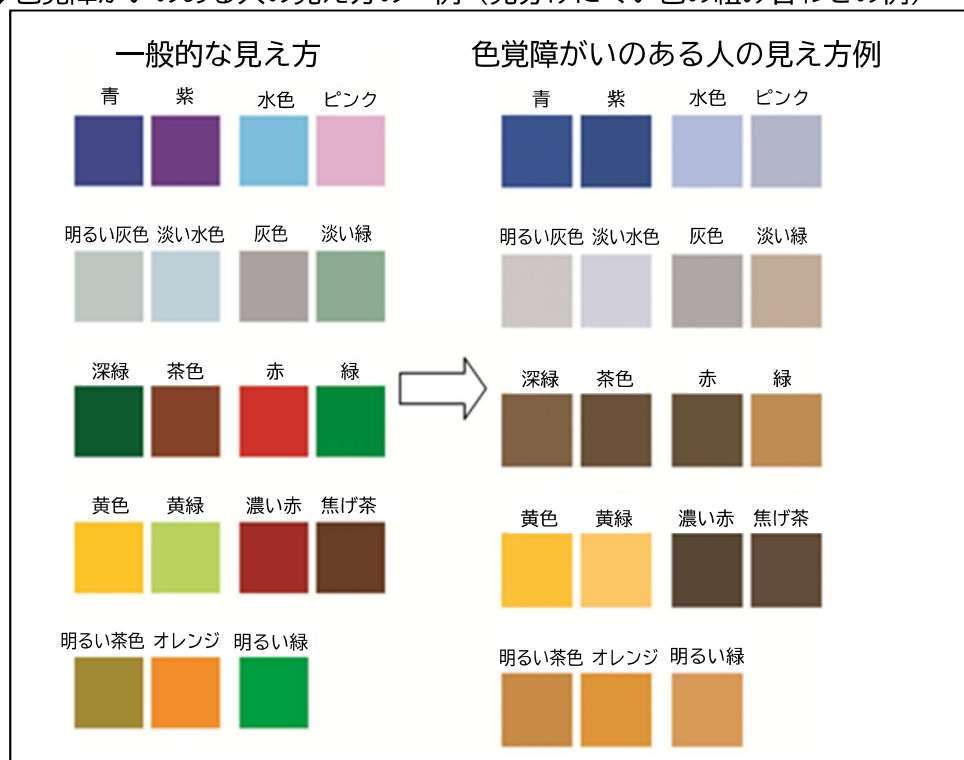
○案内板などの色の組み合わせに関する配慮

色覚障がいのある人にとって「赤と緑」、「青と紫」、「深緑と茶色」、「水色とピンク」などが識別しにくい色の組み合わせです。

また、彩度の高い色に比べて、「灰色と淡い水色」、「灰色と淡い緑」などのような彩度の低い色の組み合わせは、識別がより困難になります。

※彩度とはそれぞれの色で、白・灰色・黒色の混ざっている度合を言い、これらの色が混ざらないほど彩度は高くなります。

◆色覚障がいのある人の見え方の一例（見分けにくい色の組み合わせの例）



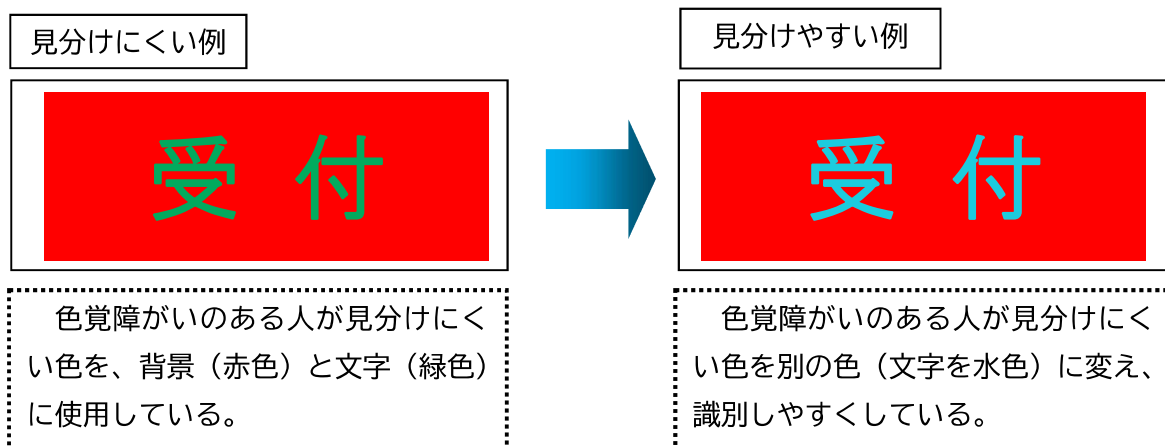
<施設整備で配慮すべきこと>

- ・案内図の表示は、大きく分かりやすい平易な文字、図等を使い、これらの色は地色と対比効果があり、明暗のコントラストのはっきりした色を使用する。
- ・案内図では「現在地」が目立つよう、背景の色を工夫したり白で囲ったりする。
- ・ピクトグラム（案内用図記号）を使う場合には文字表示も併せて行う。
- ・電光掲示板の赤い文字が見えにくい人がいるので、暗く見える赤は使用しない。
- ・色分けしたパネルには色名を併記する

<色の使い方>

①色の組み合わせ

前ページで例示している色の組み合わせに注意してください。

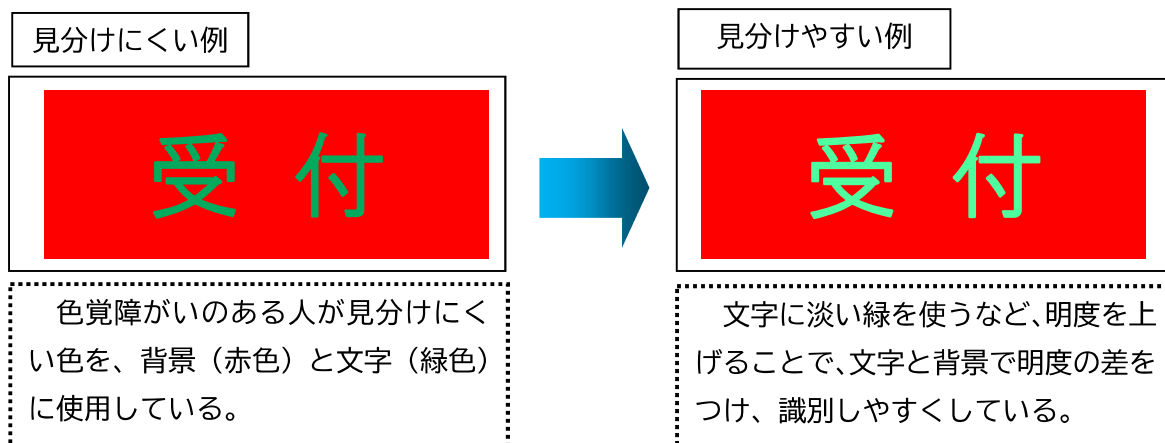


②明度差

明度とは色の明るさのことを言います。

明度を上げていくと明るく、明度を下げていくと暗くなります。

特に、「赤と緑」、「深緑と茶色」、「青と紫」などの見分けが難しくなります。



<色の使い方以外の工夫>

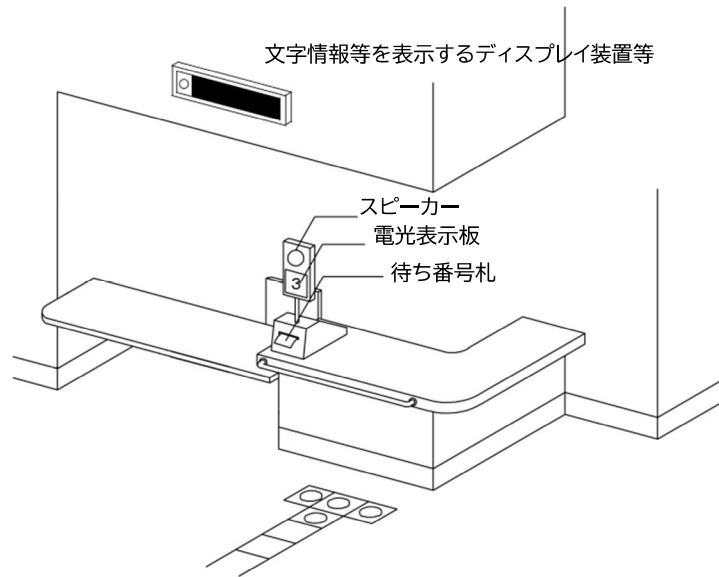
色だけに頼った情報提供を行うのではなく、色がなくても理解できるようデザインすることが重要です。

①色の分類だけでなく、色名や文字、ピクトグラムなどを併記することや、線の太さや種類などを調整することにより情報がわかりやすくなります。

②色を塗った部分に「柄」を加える（ハッチング）と、柄の違いにより情報を識別できます。

◆【図1】c「聞くこと」に困っている人に対して

- 文字情報等を表示するディスプレイ装置等による呼び出し案内・緊急情報伝達設備
- 映像による手話通訳や手話会話ができるモニターの設置
- 筆談器具などの設置



◆【図1】d「伝えること・理解すること」に困っている人に対して

- 大きくわかりやすいサイン・わかりやすい空間設計
- 緊張や不安を和らげるための休憩設備
- 漢字へのふりがなや、イラストや写真での説明、日本語以外の言語も併記した案内設備
- コミュニケーションボードの設置



(コミュニケーションボードの例)

【出典】大阪メトロHP

ハ 多様な利用者に配慮した計画・設計例

利用者の多様なニーズにマッチした計画・設計は、その施設に応じた工夫が必要になります。
必要な機能を満足するだけでなく、快適に利用できる計画・設計が求められます。
参考に、便所における設計の工夫例を紹介します。

便所における機能分散

◆必要な機能を満足するだけの設計だと…

便所には、さまざまな設備の設置が求められており、それら複数の設備を一定の広さのある車椅子使用者用便房にまとめて設置する「多機能便房」の整備が多く見られます。

しかしながら、その「多機能便房」にいろいろな利用者（車椅子使用者・オストメイト・乳幼児連れなど）が集中し、結果として使いたい人が使えない、利用しづらいという傾向があります。

（国土交通省調査より）

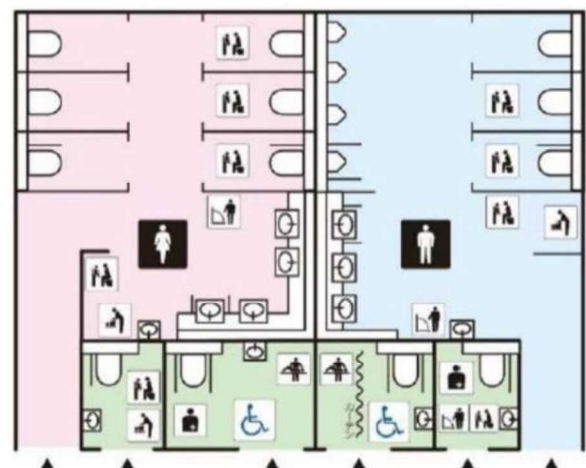
◆利用しやすくなる工夫（目標：一つの大きなブースに必要な機能を全部詰め込むことを避ける）

大きなブースには必要な機能を完備し、複数のニーズを持つ利用者に対応可能にする。
一方で、一般ブースを工夫することで利用者の集中を緩和する。

（具体的には）

- 多機能便房のほかに次の機能を備えたブースを別途設ける。
 - ・車椅子使用者対応のブース
 - ・オールジェンダートイレ（男女共用トイレ）
 - ・オストメイト対応設備のあるブース
 - ・乳幼児用設備を設置する場所
 - ・少し大きめの一般ブース
 - ⇒車椅子使用者で使える人もいる
 - ベビーカーも一緒に入れる
 - ・ベンチを設けたブース
 - ⇒荷物を置いたり、休憩したり
 - することができる

- 機能分散された便所、便房であることが、高齢者、障がい者だけでなく、外国人等すべての利用者にわかるように、ピクトグラム等により表示する。



※図のわかりやすさのため、便宜的に色分けしています。

出典：施設整備に関するユニバーサルデザインガイドライン【改定版】(2025 年日本国際博覧会協会)

- 高齢者や知的・発達障がい者等への異性による同伴介助やトランスジェンダー等の利用に配慮し、オールジェンダートイレ（男女共用トイレ）を設置する。

◆競技場や劇場等の大きな施設や利用者が短時間に集中しやすい施設の場合は、どこからでも利用でき、利用者が分散するように複数配置する等工夫する。

みんなトイレ
Inclusive Toilet

大田ヘルスケア(ビリオン)の看護チーム



- [illegible]

出典：大阪ヘルスケアパビリオンHP

C 計画・設計にあたり気をつけていただきたいこと

高齢者・障がい者等を含むすべての人が施設を円滑に利用できるよう、バリアフリー法及び福祉のまちづくり条例では、出入口・廊下・階段等について、バリアフリー法及び福祉のまちづくり条例で具体的な整備基準を定めています。

その基準そのものを定型的に守るだけでは配慮が足りない場合もあり、基準には入っていない事項も含め、利用者のニーズを理解し、計画・設計に反映することが必要です。

そのため、建築物等の整備方針では ●：義務 ○：推奨 として次のように紹介しています。

●義務：バリアフリー法施行令、福祉のまちづくり条例及びその他関係規定が定める基準、並びに同基準の実施に向けた運用・考え方

○推奨：配慮することが望ましい事項

参考に、出入口における、整備基準のみを守った例と、整備基準を守り、さらに配慮を行った例を紹介します。

出入口における例

【整備基準を守った例】

- ・建物の出入口に傾斜路を設置し、出入口の前にある段を解消する。
(車椅子使用者も建物を利用することができるが、車椅子使用者と歩行者の経路が異なり、車椅子使用者は遠回りになる。)

【整備基準を守り、さらに配慮を行った例】

- ・建物の出入口に段を設けない。
車椅子使用者・歩行者の両方が同じ経路を通って一緒に建物に入ることができる。)

施設の大規模化や複合化に対応して、旅客施設から連続している商業施設、駅前広場、バス等の乗降場、周辺地区までなど、利用者が連続的に移動・利用するエリアを一体的にとらえ、それぞれの施設が連携をとり、明快な動線計画とするとともに、シームレス（継ぎ目のない）なバリアフリー化を実現することが、利用者にとって快適なまちづくりといえます。

〔シームレスなバリアフリー化の例〕

- ・ 駅ビル等において、他事業者・他交通モード間の乗継ぎ経路への誘導では、エレベーターを利用した経路もわかりやすく表示する。
- ・ 隣接する他社線、公共空間とは連続的に案内サインを繰り返し配置する。
- ・ 公共交通機関の乗り継ぎだけでなく、道路空間、隣接建築物等の施設設置管理者との連続的な移動等円滑化経路を確保する。

よって、各々の施設を計画する際には、道等から建築物の出入口まで段差がないように計画することはもちろん、利用者の移動・利用の連続性を考えると、その施設だけでなく旅客施設や周辺道路、周辺地域との連続したバリアフリー化を意識し、計画することが重要です。

その具体的な手法として、バリアフリー法第3章の2、第4章において、まちづくりの主体である市町村が移動等円滑化促進方針（マスタープラン）や移動等円滑化基本構想（バリアフリー基本構想）を作成することができることとされています。

また、マスタープランやバリアフリー基本構想の作成にあたっては、市民や高齢者、障がい者等の利用者、関係する事業者等で構成する協議会において協議を行い、作成後は同様に協議会で措置や事業の実施状況などの調査、分析及び評価に努め、必要があると認めるときはこれらを見直すこととされています。

大阪府内におけるバリアフリー基本構想に関する情報は、こちらをご覧ください。

http://www.pref.osaka.lg.jp/kenshi_kikaku/fukushi_top/kousou-mokuji.html

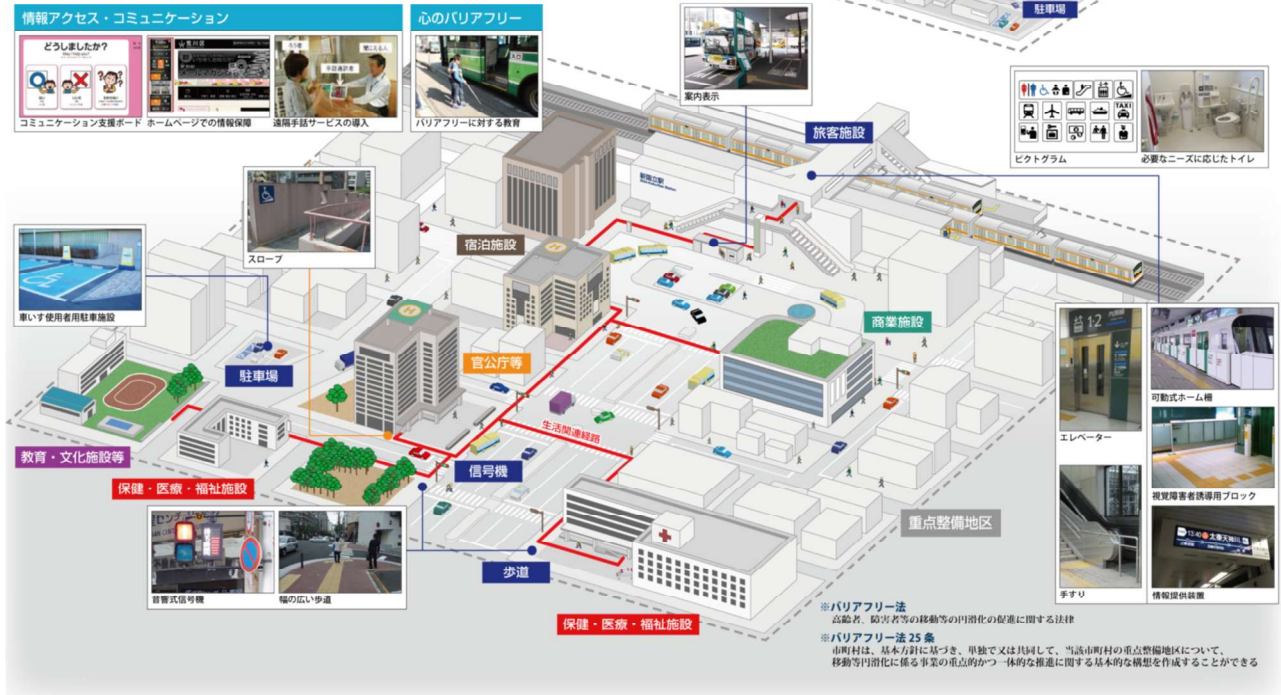
さらに大阪府では、市町村のマスタープラン、バリアフリー基本構想の作成促進を図るために指針（大阪府バリアフリー基本構想等作成促進指針）を作成しております。

http://www.pref.osaka.lg.jp/kenshi_kikaku/fukushi_top/kihonkousou_shishin.html

図4 面的・一体的なバリアフリー化のイメージ

バリアフリー基本構想とは

バリアフリー法では、高齢者、障害者（身体障害者・知的障害者・精神障害者・発達障害者を含む、全ての障害者）、妊産婦、けが人などの、移動や施設利用の利便性や安全性向上を促進するために、公共交通機関、建築物、公共施設のバリアフリー化を推進することとされています。
本法に規定されたバリアフリー基本構想は、旅客施設を中心とした地区や、高齢者、障害者などが利用する施設が集まった地区（重点整備地区）において、公共交通機関、建築物、道路、路外駐車場、都市公園、信号機などのバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するために市町村が作成するもので、重点整備地区において、「面的・一体的なバリアフリー化」を図ることをねらいとしたものです。



バリアフリー基本構想制度の概要（国土交通省）

<http://www.mlit.go.jp/common/001145391.pdf>

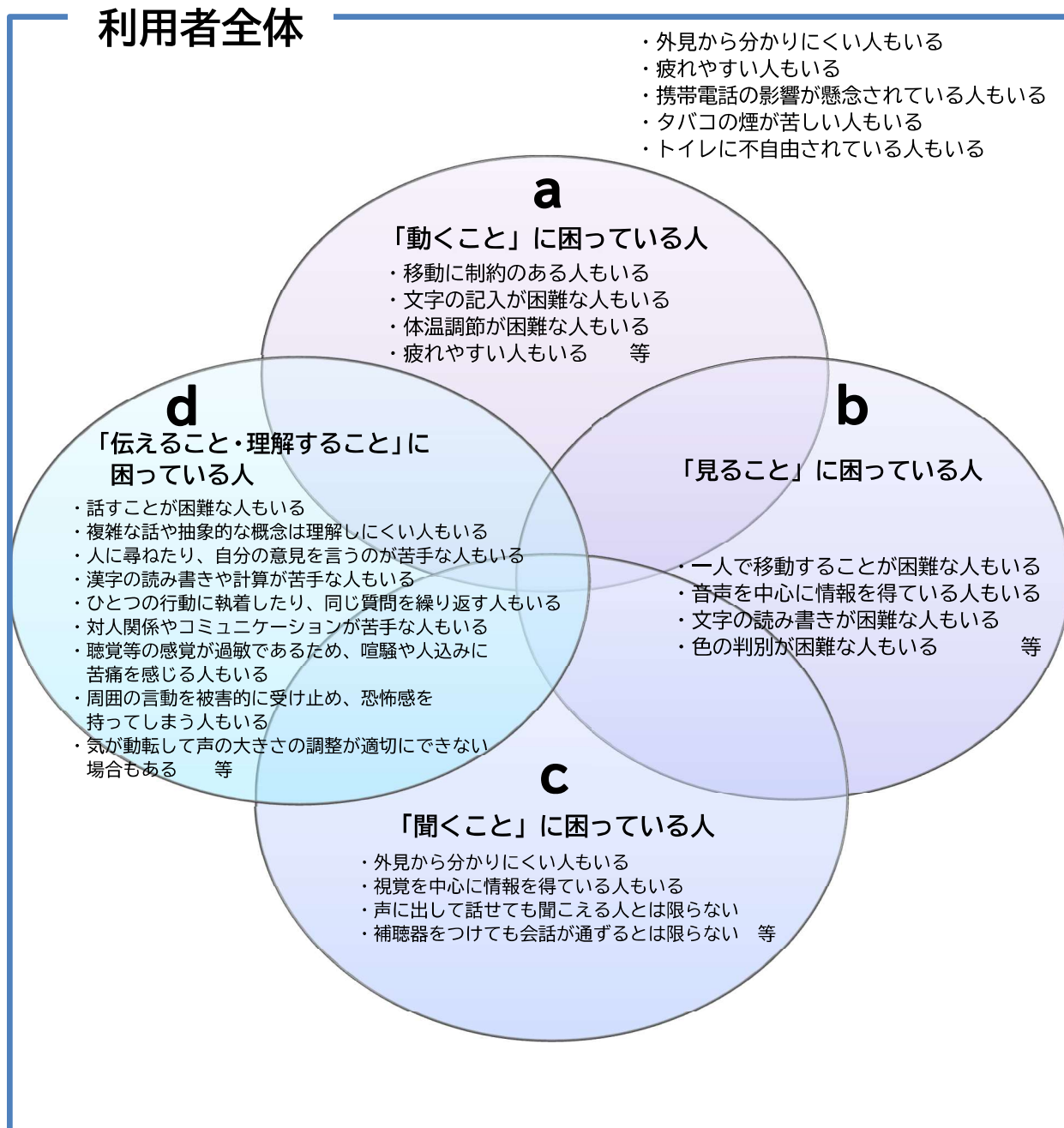
4 施設の管理・運営

A 施設の利用者の主な特性の把握

社会には多様な利用者が生活していることを理解し、施設(※2)の管理・運営を行うことが重要です。次の図5は、序章-1の図1に基づいて、移動・施設利用の際の利用者の「困っている内容」を整理したものです。

また、参考-143に配慮のポイントが記載された「公共サービス窓口における配慮マニュアル(内閣府)」を掲載していますので、参考にしてください。

図5 多様な利用者を施設利用の際に発生しうるニーズ（職員対応関係）に基づいて整理したイメージ図



(※2) 大阪府福祉のまちづくり条例で規定する施設：多数の人が利用する建築物、旅客施設、道路、路外駐車場及び公園をいう。

B 対応における具体的な配慮事例

「困っていること」の種別に応じて、必要となる対応も異なりますが、ここでは内閣府が公共サービスの窓口の対応において気をつけるべき点をまとめたマニュアル（公共サービス窓口における配慮マニュアル）より、よい対応の例を抜粋してご紹介します。

<https://www8.cao.go.jp/shougai/manual.html>

◆【図5】a「動くこと」に困っている人に対して

- ・車椅子使用者に対しては、見下ろされているように感じるため、視線の高さを合わせます。
- ・車椅子を押すなど介助が必要な場合も、ご本人の意向を確認してから介助をします。
- ・自筆が困難な場合には、本人の意思を確認して、可能な限り代筆を行います。
書面欄の部分だけを切り取った枠（サインガイド）があると署名しやすい人もいます。

◆【図5】b「見ること」に困っている人に対して

- ・こちらから声をかけます。（周りの状況がわからないため、相手から声をかけられなければ会話が始められないことがあります。）
- ・指示語（「こちら」「あちら」「これ」「それ」）は使わないようにします。
「30センチ右」など具体的に説明します。
- ・声をかけるときは、声をかけられた時に驚かないように、後ろからでなく前から声をかけます。
- ・拡大コピーをした資料やパンフレットも用意します。
- ・案内設備やパンフレットなどは、使用する色への配慮をします。

◆【図5】c「聞くこと」に困っている人に対して

- ・コミュニケーションの方法を確認します。
手話・筆談やその他の方法など、ご本人の意向に沿った対応をします。
- ・聞き取りにくい場合は確認します。
聞き取れない場合も推察せず、聞き返したり、紙などに書いてもらい、確認します。

◆【図5】d「伝えること・理解すること」に困っている人に対して

- ・短い文章で、ゆっくり伝えます。
- ・難しい言葉は避けて、わかりやすい日本語で、繰り返し説明します。
- ・具体的に分かりやすく説明をします。
- ・尊厳を守った、年齢に応じた対応や接遇が必要です。
- ・穏やかな口調で声をかけます。

◆「その他のこと」で困っている人に対して

- ・疲れやすい人に対しては、負担をかけない対応を心がけます。
内部障がいなどのある方は、疲労感がたまり、集中力や根気にかけるなど、外見からは分かりにくい不便さを抱えていることを理解し、対応します。
- ・分煙等をすすめ、誰もが快適に施設を利用できるよう配慮します。

【大阪関西万博 ユニバーサルサービスガイドライン】

国・地域、文化、人種、SOGIESC、世代、障がいの有無に関わらず、大阪・関西万博を訪れるすべての人が安全・安心に過ごすことができ、様々な展示やイベントを楽しく鑑賞・観覧し、そして参加することができる運用方法の指針を示すために作成された。

入場から展示方法、飲食・物販などでガイドラインを示し、対応策を例示している。

ユニバーサルサービスガイドライン

展示・催事／演出・飲食／物販



2023年7月

C 事業者の皆様へお願い

福祉のまちづくり条例では、すべての人が施設を安全かつ容易に利用することができるよう、整備・維持保全・管理に努めるよう、事業者の責務についても定めています。

施設を管理・運営する事業者が適切な対応を学び、実践することは、施設のバリアフリー化と併せ、さらに誰もが快適に利用できる施設となるためにとても重要なことです。

また、施設整備が十分でなくても、職員のサポート（介助）により、配慮が必要な利用者が施設を利用できる場合もあるため、多様な利用者に対し、可能な範囲で適切な対応が望まれます。そのためには、体験研修を行うなど、利用者のニーズを把握することが重要です。

なお、施設のサービスデスクや受付などには常駐する職員を配置する、セルフ式販売のお店における職員の呼び出しボタンの設置など、利用者の求めに応じてサポートできる体制を整えることが重要です。

◆よい配慮の例

- ・案内所の職員は、手話ができるよう研修を行う。
- ・案内所において、音声による案内だけでなく内容がわかりやすいハンドブックを配付する。
- ・案内所では、ゆっくりと大きな声で話すように心がけている。

駅のホームでの介助用スロープ板の設置の事例

鉄道駅では、車椅子使用者が電車を利用する際は、介助用スロープ板を準備し、駅員が乗降の介助を行っています。その際、乗降する車両の場所は、できる限り車椅子使用者が希望する車両の車椅子スペースにしています。駅員が介助することで迅速かつ円滑な乗降が可能となります。

（事例13 京阪電鉄の事例）



また、施設の利用者だけでなく、その施設で就労する障がい者等にとっても、建築内をバリアフリー化することは、大きな役割を持ちます。事務所や工場を始め、健康診断を受ける健診センターなど、障がい者等が働く観点からも、積極的なバリアフリー化が求められています。

D 職員教育におけるスパイラルアップ

職員研修の開催は継続的に行い、その研修内容は、随時、利用者の声を聞くなどして見直した内容に更新するなど、継続的な取組み（スパイラルアップ）が必要です。

国においては、交通事業者と宿泊事業者向けのガイドライン等が示されており、他の施設管理者等においても、本ガイドライン等を参考に職員研修の開催が望まれます。

公共交通事業者に向けた接遇ガイドライン 平成 30 年 5 月（国土交通省）

http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei_barrierfree_tk_000180.html

高齢者の方・障害のある方などをお迎えするための接遇マニュアル

宿泊施設編 平成 30 年 3 月（観光庁）

<http://www.mlit.go.jp/common/001226563.pdf>

交通事業者向けバリアフリーサポート BOOK

（公財）交通エコロジー・モビリティ財団・（公財）関西交通経済研究センター

<http://kankouken.org/barihuriBook.pdf>

E 適切な施設管理

施設を管理・運営する際には、必要な備品等を備え付けることや、バリアフリー関係の設備等の適切な維持管理も必要です。また、整備されたバリアフリー関係の設備が適切に使用されるよう運営することも重要です。バリアフリー法や福祉のまちづくり条例の基準適合義務の対象となる施設においては、バリアフリー法及び福祉のまちづくり条例で定めた整備基準に適合した状態を維持する必要があります。（バリアフリー法第 14 条第 5 項による義務）

◆よい配慮の例

- ・ 車椅子使用者用駐車施設が恒常的に混雑しているため、車椅子使用者用駐車施設の台数を増やす、またはゆずりあい駐車区画を設置する。
- ・ 車椅子使用者用便所や幅の広いトイレを整備する。
- ・ 共同住宅に設置した幅の広い駐車場の柔軟な運用（必要とする方が入居した場合にすぐに貸し出せるよう事前に借主の同意を得ておく）

◆不適切な例

- ・ 新築時に設けた、車椅子使用者用駐車施設をなくす。
- ・ 傾斜路や視覚障がい者誘導用ブロックの上に物を置く。
- ・ 車椅子客席があるのに販売せず、一般席化して販売する。

F バリアフリー情報の提供

誰もが自由に安心してまちに出かけるためには、不特定多数の人が利用する鉄道駅や商業施設、公共施設等におけるエレベーターや車椅子使用者用便所等のバリアフリー情報について、利用者があらかじめ入手することができるよう、各施設のホームページで情報提供していくことが重要です。

また、提供している情報に変更した際には、速やかに対応することが必要です。

ホテル又は旅館については、令和 2 年 3 月の福祉のまちづくり条例の改正により、バリアフリー情報の公表制度が創設されました。本条例施行以降に工事に着手した施設については、バリアフリー情報の公表が義務付けられます。また、それ以外の施設については、バリアフリー情報の公表の努力義務が課せられます。

◆ホームページ作成時の配慮事項

- ・点字や音声への変換ソフト等、利用者が必要とする形式に変換できる内容とする。
- ・文字の拡大機能を設ける。
- ・日本産業規格（JIS）の案内用図記号や、公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団の標準案内用図記号などのピクトグラムを用いる等、高齢者や障がい者等に分かりやすい表示とする。
- ・難解な語句には説明を設ける等、わかりやすい表現を用いる。
- ・色覚障がいのある人に配慮した色使いとする。

◆提供する項目（ホテル又は旅館の例）

①駐車場	駐車場の有無
	駐車場がある場合の車椅子利用者用駐車施設の有無
②道等及び車椅子利用者用 駐車施設から主たる出入口 までの経路	段差の有無
	段差がある場合の傾斜路の設置の有無
	視覚障がい者誘導用ブロック又は音声による誘導案内の有無
③主たる出入口の戸の構造	—
④案内所及び案内設備	案内所の有無
	点字又は音声による視覚障がい者が利用することができる案内設備の有無
	主たる出入口から当該案内所及び案内設備までの視覚障がい者誘導用ブロック又は音声による
⑤エレベーター	エレベーターの有無
	エレベーターがある場合の車椅子利用者が円滑に利用することができるエレベーターの有無
⑥共用部分の便所	車椅子利用者用便所の有無
	温水洗浄機能付きの便座を設けた便所の有無
	オストメイトが円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便所の有無
	大人のおむつを交換することができる長さ1.2m以上のベッドを設けた便所の有無
⑦共用部分の浴室等	車椅子利用者が円滑に利用することができる浴室等の有無
	貸し切って利用することができる浴室等の有無
⑧共用部分の子育て支援設備	乳幼児を座らせることができる設備を設けた便所の有無
	乳幼児のおむつ交換をすることができる設備を設けた便所の有無
	授乳及び乳幼児のおむつ交換することができる場所の有無
⑨UDルームⅠ	UDルームⅠの有無
	客室数
	代表的な間取りを表示した平面図の公表の有無
⑩UDルームⅡ	UDルームⅡの有無
	客室数
	代表的な間取りを表示した平面図の公表の有無
⑪車椅子利用者用客室	車椅子利用者用客室の有無
	客室数
	代表的な間取りを表示した平面図の公表の有無
⑫⑨～⑪以外の客室（その他の一般客室）	その他の一般客室の有無
	客室数
	代表的な間取りを表示した平面図の公表の有無
⑬次に掲げる備品の貸出又は設備の設置	当該客室の出入口の幅、通路の幅、便所及び浴室等の出入口の幅・段差の寸法
	車椅子及びベビーカーの貸出
	シャワーチェア、シャワー用車椅子、浴室用マット及び入浴台の貸出
	据置き型スロープやベッド用手すり柵の貸出
	案内信号装置の貸出
	文字対応テレビ及び文字表示ボタン付きリモコンの貸出又は設置
⑭次に掲げるコミュニケーションサービス	移動端末設備（タブレット）及びファクシミリの貸出又は設置
	予約時及び宿泊時の電子メールによる対応
	予約時及び宿泊時のファックスによる対応
	受付時の筆談及び手話による対応
⑮次に掲げる案内等のサービスの有無	予約時、受付時及び宿泊時の多言語による対応、対応がある場合の対応言語の種類
	建物出入口から客室までの人的な誘導案内
	ルビ振り又はイラストの入ったパンフレット及び映像による利用案内
	個室での食事の提供
	非常時の館内及び客室内の音声放送

5 バリアフリー法及び福祉のまちづくり条例による整備基準

バリアフリー法では、高齢者・障がい者等の移動又は施設の利用上の利便性及び安全性の向上のため（移動等円滑化）、旅客施設、道路、路外駐車場、公園施設及び建築物の構造及び設備並びに旅客施設、建築物等の間の経路を構成する道路等の整備を推進することとしています。

本ガイドラインでは、上記の建築物等における整備方針について解説しています。

なお、参考に建築物をはじめ旅客施設等（以下「都市施設」という。）の整備基準等を序章-39に記載していますので、ご覧ください。

A バリアフリー法・福祉のまちづくり条例による基準適合義務等

バリアフリー法は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物（特別特定建築物）で一定の規模以上の建築物を建築等（新築、増築、改築、用途変更して当該建築物にすること）しようとするときに、同法施行令第10条に規定する建築物移動等円滑化基準に適合させなければならない（以下「基準適合義務」という。）と第14条第1項に規定しています。

また、基準適合義務の対象となる建築物以外の特別特定建築物を建築等しようとし、又は所有し、管理し、若しくは占有する場合は、建築物移動等円滑化基準に適合させるよう努めなければならないと第14条第5項に規定しています。

さらに、特別特定建築物以外の多くの方が利用する建築物を建築等しようとするときも、建築物移動等円滑化基準に適合させるよう努めなければならないと第16条第1項に規定しています。

なお、基準適合義務や基準適合努力義務のない施設であっても、高齢者・障がい者をはじめ、すべての利用者が円滑に建築物を利用できるよう適切な整備にご協力いただきますようお願いいたします。

イ 基準適合義務のある建築物

建築等しようとするときに基準適合義務のある建築物の用途・規模は、「基準適合義務対象となる建築物の用途・規模一覧」（序章-33）をご覧ください。

ロ 基準適合努力義務のある建築物

基準適合義務のある建築物以外の建築物で、建築等しようとするときに基準適合努力義務のある建築物の用途・規模は「基準適合努力義務対象建築物の用途・規模一覧」（序章-34）をご覧ください。

B 基準適合義務の対象となる建築物の用途・規模

次表に示す用途・規模に該当する建築物を建築等しようとするときは、バリアフリー法第14条第1項の規定により建築物移動等円滑化基準に適合させる必要があり、建築確認申請において審査します。

【福祉のまちづくり条例 第12条別表：基準適合義務対象建築物の用途・規模 一覧】

項	用途区分	対象規模
一	学校 病院又は診療所 集会場(一の集会室の床面積が200㎡以上のものに限る。)又は公会堂 博物館、美術館又は図書館 保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの 公衆便所 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの	すべて
二	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗 飲食店 理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗 自動車修理工場(不特定かつ多数のものが利用するものに限る。)	床面積の合計100㎡以上(用途の変更の場合にあっては、当該用途の変更に係る部分の床面積200㎡以上) 床面積の合計200㎡以上
三	劇場、観覧場、映画館又は演芸場 展示場 自動車の停留又は駐車のための施設(一般公共の用に供されるものに限る。)	床面積の合計500㎡以上
四	ホテル又は旅館 体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場 公衆浴場 自動車教習所又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの	床面積の合計1,000㎡以上
五	共同住宅	床面積の合計2,000㎡以上 又は住戸の数20以上(※)
六	寄宿舎	床面積の合計2,000㎡以上 又は住戸の数50以上

備考 この表に掲げる特別特定建築物には、条例11条1項に規定する仮設建築物を含まない。

福祉のまちづくり条例により、規模の引き下げは行っていないが、政令第5条に規定される「公共用歩廊」は特別特定建築物のため、2,000㎡以上で基準適合義務の対象となる。

※2,000㎡未満かつ住戸の数20戸～49戸においては、地上階にある出入口(地上階に住戸がなく、当該建築物にエレベーターが設置されている場合は、地上階にある当該エレベーターの出入口)までのバリアフリー化のみ求める。

C 基準適合努力義務の対象となる建築物の用途・規模

次表に示す用途・規模の建築物を建築等しようとするときは、バリアフリー法第 14 条第 5 号及び第 16 条第 1 項の規定により建築物移動等円滑化基準に適合するよう努めなければなりません。

【基準適合努力義務対象建築物の用途・規模 一覧】

用途区分	対象規模
集会場（床面積が 200 ㎡以上の集会室があるものを除く）	すべて
事務所	
卸売市場	
下宿	
キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	
工場（不特定かつ多数の者が利用する床面積が 200 ㎡以上の自動車修理工場を除く）	
百貨店、マーケット、その他の物品販売業を営む店舗	床面積の合計 100 ㎡未満
飲食店	
理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	
自動車修理工場（不特定かつ多数の者が利用するものに限る）	床面積の合計 200 ㎡未満
劇場、観覧場、映画館又は演芸場	床面積の合計 500 ㎡未満
展示場	
自動車の停留場又は駐車のための施設（一般公共の用に供されるものに限る。）	
ホテル又は旅館	床面積の合計 1,000 ㎡未満
体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場	
公衆浴場	
自動車教習所又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの	
共同住宅	床面積の合計 2,000 ㎡未満 かつ住戸の数 20 未満
寄宿舎	床面積の合計 2,000 ㎡未満 かつ住戸の数 50 未満
公共用歩廊	床面積の合計 2,000 ㎡未満

D 事前協議の対象となる建築物の用途・規模

次表に示す用途・規模の建築物を建築等（建築確認申請が必要な場合に限る。）しようとするときは、福祉のまちづくり条例第 40 条第 1 項の規定により、市町村又は大阪府と事前に協議しなければなりません。

高齢者、障がい者をはじめ、すべての利用者が円滑に建築物を利用できるよう、ご協力をお願いします。

【事前協議対象建築物の用途・規模 一覧】

用途区分	対象規模	協議先
集会場（床面積が 200 ㎡以上の集会室があるものを除く）	すべて	市町村
火葬場		
コンビニエンスストア（※ 1）	床面積の 合計 100 ㎡以上 200 ㎡未満	
事務所	床面積の 合計 500 ㎡以上	
ダンスホール	床面積の 合計 1,000 ㎡以上	
理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	床面積の合計 50 ㎡以上 200 ㎡未満	
工場（自動車修理工場を除く）	床面積の 合計 3,000 ㎡以上	
神社、寺院、教会その他これらに類するもの	床面積の 合計 300 ㎡以上	
消防法第 8 条の 2 第 1 項に規定する地下街	すべて	大阪府
道路法第 2 条第 1 項に規定する道路（※ 2・※ 5）		
都市計画法第 4 条第 12 項に規定する開発行為により設置される公園（※ 3）		
遊園地、動物園又は植物園（※ 4）		
港湾法第 2 条第 5 項第 9 号の 3 に規定する港湾環境整備施設である緑地		
海岸法第 2 条第 1 項に規定する海岸保全施設のうち、護岸、砂浜その他公衆の利用のため整備されるもの		

- (※) 1 主として飲食料品その他最寄り品の販売業を営む店舗のうち床面積の合計が 30 ㎡以上 250 ㎡未満で一日当たりの営業時間が 14 時間以上のものをいう。
- 2 専ら自動車の交通の用に供するもの、法第 2 条第九号に規定する特定道路及び都市計画法第 32 条第 1 項又は第 2 項の規定による協議において高齢者、障害者等が安全かつ容易に利用できるかどうかの確認が行われるものと知事が認めるものを除く。
- 3 都市計画法第 33 条第 1 項第二号に掲げる基準に従って設置されるものに限り、同法第 32 条第 1 項又は第 2 項の規定による協議において高齢者、障害者等が安全かつ容易に利用できるかどうかの確認が行われるものと知事が認めるものを除く。
- 4 都市公園法第 2 条第 1 項に規定する都市公園に設けられる公園施設であるものを除く。
- 5 次の市町は、「歩道」に関する事前協議を省略する。

大阪市・堺市・豊中市・高槻市・吹田市・摂津市・枚方市・寝屋川市・守口市・門真市・東大阪市・八尾市・柏原市・松原市・羽曳野市・藤井寺市・富田林市・和泉市・高石市・貝塚市・泉佐野市・泉南市・阪南市・能勢町・豊能町・熊取町・田尻町・岬町

イ 建築物移動等円滑化基準の適用範囲

バリアフリー法施行令第10条の規定により、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する部分が整備の適用範囲となります。ただし、共同住宅や保育所等、多数の者が利用する建築物においては、多数の者が利用する部分に適用されます。

ロ 建築物移動等円滑化基準の構成

建築物移動等円滑化基準は、

- (1) 適用範囲内のすべての部分に係る基準（一般基準）、
 - (2) 高齢者、障がい者等が円滑に利用できる経路（移動等円滑化経路）に係る基準、
 - (3) 視覚障がい者が円滑に利用できる経路（視覚障害者移動等円滑化経路）に係る基準
- の3種類で構成しています。（序章-37 図6・序章-38 図7 参照）

(1) 一般基準

適用範囲内におけるすべての施設（出入口、廊下、階段、エレベーター、便所、敷地内の通路、

駐車場その他の建築物又はその敷地に設けられる施設で政令で定めるもの）について、バリアフリー法及び福祉のまちづくり条例に基づき、整備する必要があります。

(2) 移動等円滑化経路

移動等円滑化経路は、高齢者、障がい者等が円滑に利用できる経路のことであり、経路上には階段又は段を設けてはなりません。（階段又は段を設ける場合は、傾斜路又はエレベーター等を併設する必要があります。）

また、移動等円滑化経路を構成するすべての施設（出入口、廊下、傾斜路、エレベーター、敷地内の通路その他の建築物又はその敷地に設けられる施設で政令で定めるもの）について、バリア

フリー法及び福祉のまちづくり条例に基づき、整備する必要があります。

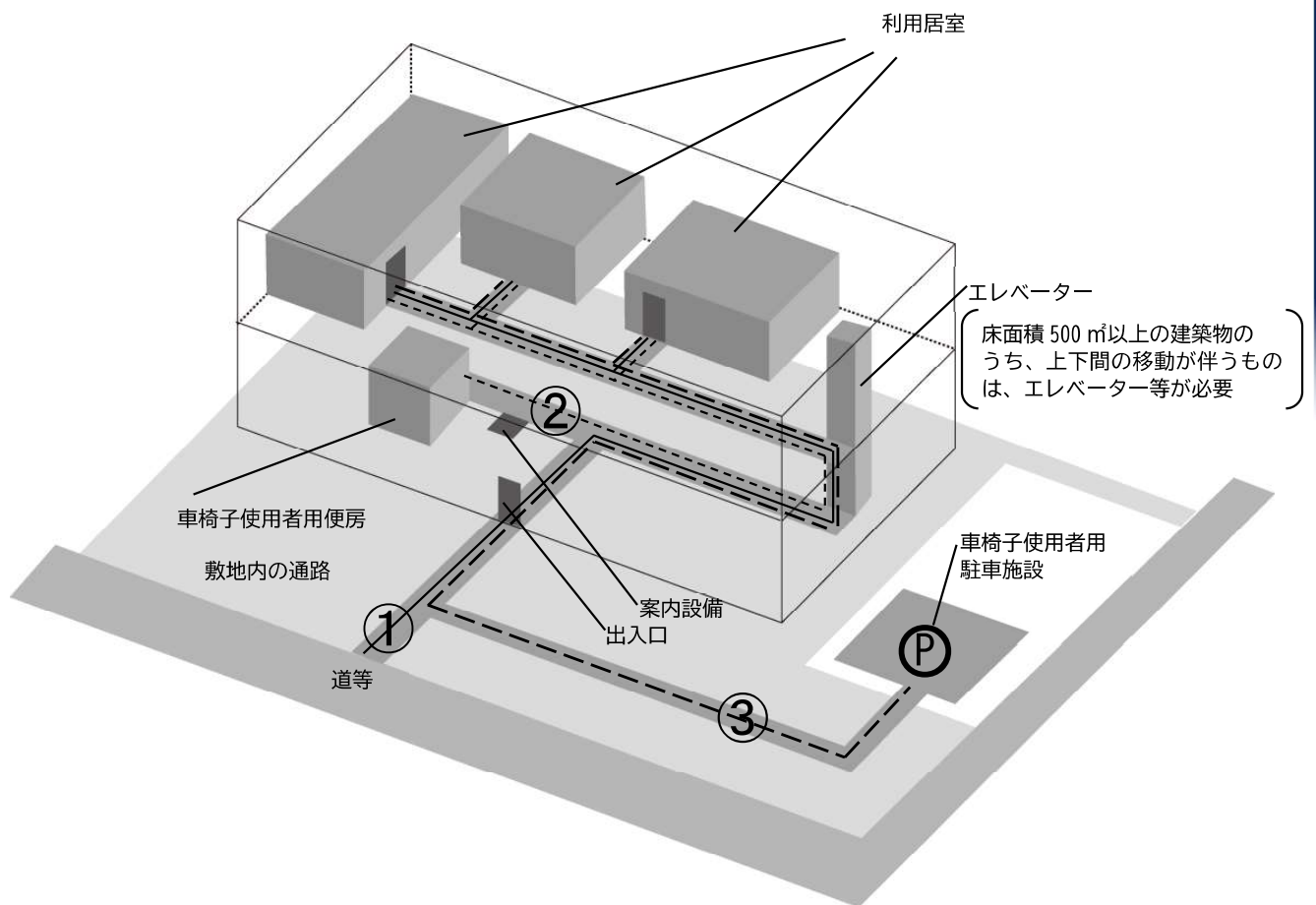
次の①～③の経路のうち、それぞれ一以上を、一般基準に加えて、移動等円滑化経路にする必要があります。

- ①道等～利用居室
- ②車椅子使用者用便所～利用居室
- ③車椅子使用者用駐車施設～利用居室

(3) 視覚障害者移動等円滑化経路

道等から案内設備までの経路のうち、一以上を、一般基準に加えて、視覚障害者移動等円滑化経路にする必要があります。

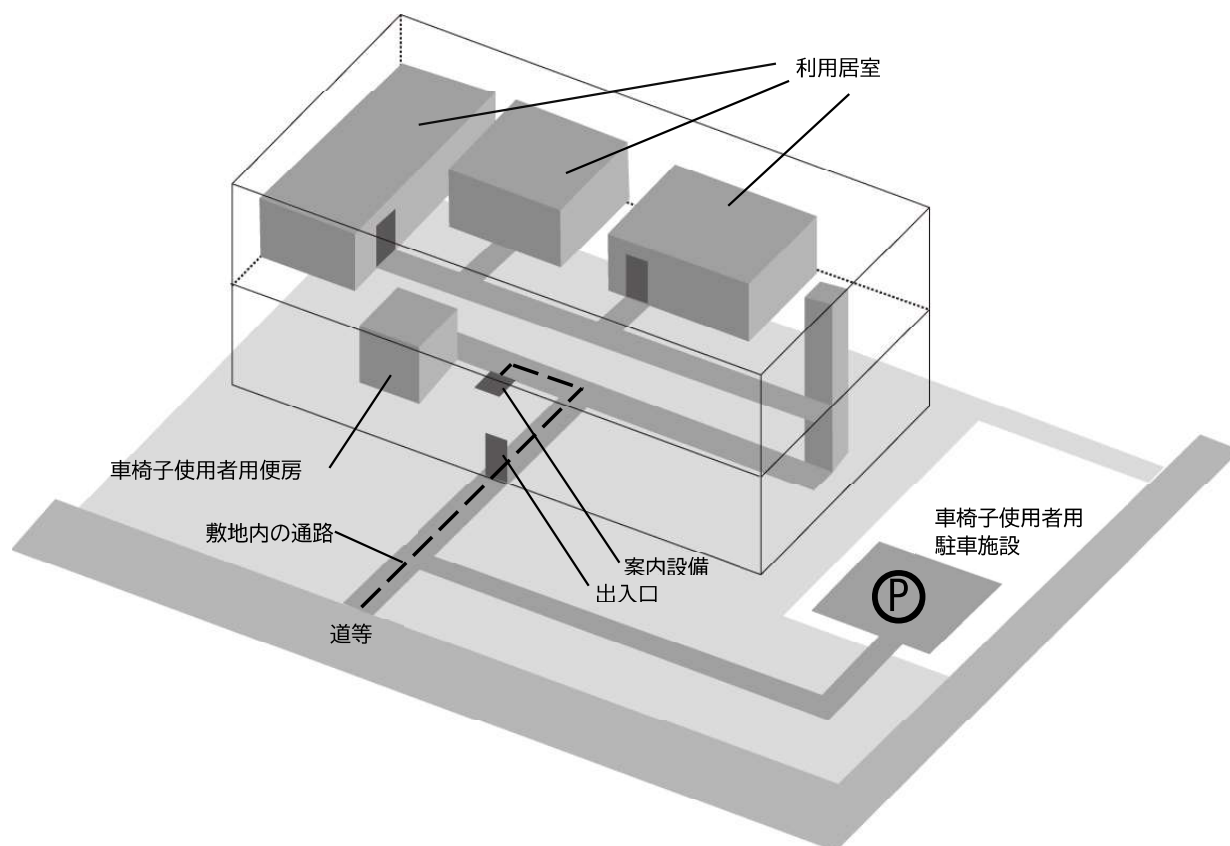
図6 移動等円滑化経路のイメージ



移動等円滑化経路（政令第18条）

- ① ————— 道等～利用居室
- ② - - - - - 車椅子使用者用便房～利用居室
- ③ - . - . - 車椅子使用者用駐車施設～利用居室

図7 視覚障害者移動等円滑化経路のイメージ



視覚障害者移動等円滑化経路（政令第21条・条例第26条）
 ----- 道等～案内設備

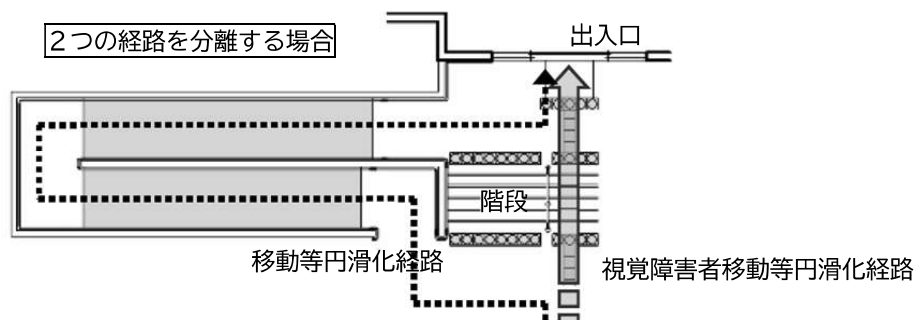
参考～移動等円滑化経路と視覚障害者移動等円滑化経路の関係～

バリアフリー法及び福祉のまちづくり条例では、段差を設けない経路である「移動等円滑化経路」と視覚障がい者を視覚障がい者誘導用ブロック等などで誘導する「視覚障害者移動等円滑化経路」という2種類の経路を設ける必要があります。

混同しやすい2つの経路ですが、必ずしも同一の経路で整備する必要はありません。

視覚障害者移動等円滑化経路として、視覚障がい者誘導用ブロック等の敷設により、誘導を行う場合には、これらのブロックが車椅子使用者にとって移動が困難となる場合があり、また、近くに階段がある場合に視覚障がい者を迂回させてスロープへ誘導するのは望ましくないため、2つの経路を分離することが望ましい場合もあります。

状況に応じた計画・設計が望まれます。



F 都市施設における各整備基準等

イ 都市施設の整備基準

バリアフリー法は、建築物をはじめ、旅客施設、道路、路外駐車場及び公園について、次のとおり各整備基準に適合義務等を規定しています。

都市施設の種類と行為 (条例第2条)		整備基準 名称	基準適合義務 基準適合努力義務	根拠
建築物	序章-33の表に該当する建築物 の建築等	建築物移動等円滑化基準	基準適合義務	法第14条第1項
	序章-34の表に該当する建築物 の建築等		基準適合努力義務	法第14条第5項 法第16条第1項
旅客施設	新設、大規模な改良	公共交通移動等円滑化基準	基準適合義務	法第8条第1項
	上記以外の場合		基準適合努力義務	法第8条第3項
道路	特定道路の新設又は改築	道路移動等円滑化基準	基準適合義務	法第10条第1項
	特定道路の管理		基準適合努力義務	法第10条第4項
路外駐車場	設置	路外駐車場移動等円滑化基準	基準適合義務	法第11条第1項
	管理		基準適合努力義務	法第11条第4項
公園	都市公園の設置	都市公園移動等円滑化基準	基準適合義務	法第13条第1項
	都市公園の管理		基準適合努力義務	法第13条第5項

(法：バリアフリー法)

□ 事前協議

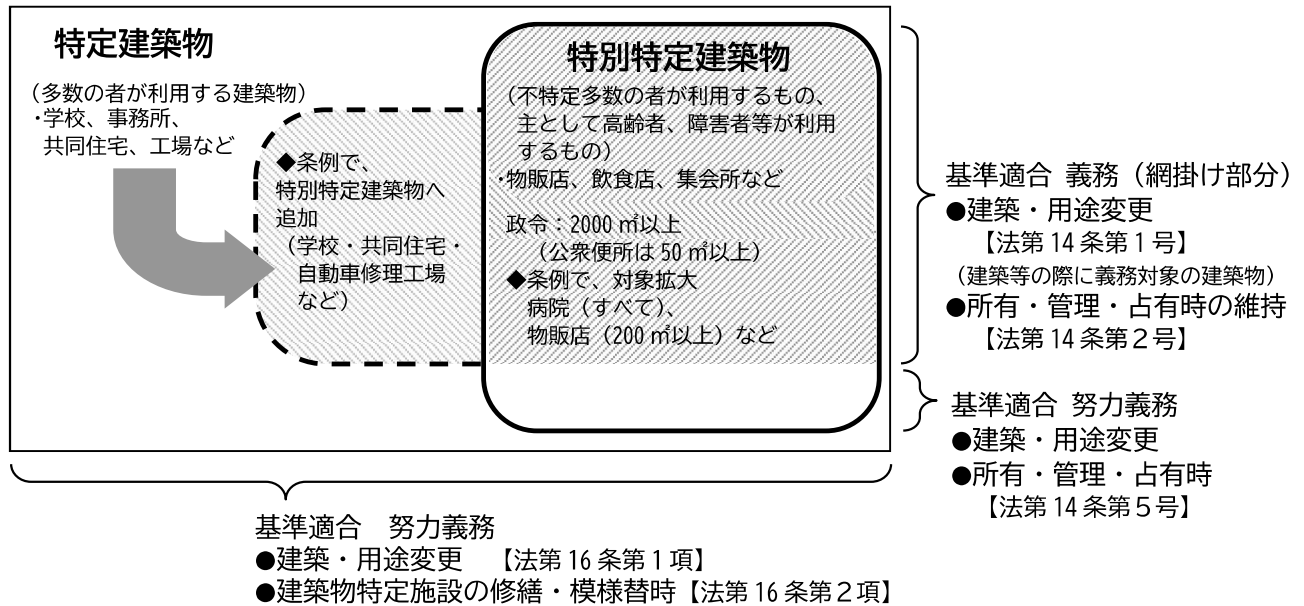
福祉のまちづくり条例は、建築物、道路及び公園について、次のとおり事前協議を規定しています。

都市施設の種類 (条例第2条)		協議先	基準適合義務 基準適合努力義務
建築物	条例第40条第1項1号～8号	市町村	基準適合努力義務
道路	条例第40条第1項第10号	大阪府	基準適合努力義務
公園	条例第40条第1項第11号		基準適合努力義務

(条例：福祉のまちづくり条例)

ハ 建築物におけるバリアフリー法と福祉のまちづくり条例の適用範囲

【バリアフリー法（福祉のまちづくり条例委任分含む）による基準適合義務の概要】



特定建築物：多数の者が利用する政令第4条に掲げる建築物又はその部分（これらに附属する建築物特定施設を含む）
特別特定建築物：不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する特定建築物で、政令第5条に掲げる建築物
建築物特定施設：出入口、廊下、階段、エレベーター、便所、敷地内の通路、駐車場その他の建築物又はその敷地に設けられる施設で政令第6条で定めるものをいう。

6 建築物の手続き

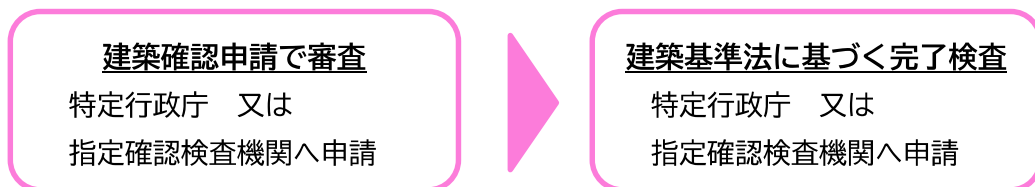
A 手続きについて

次の「B基準適合義務」及び「D事前協議」に該当する建築物は、バリアフリー法及び福祉のまちづくり条例に規定する手続きが必要になります。

また、「C基準適合努力義務」に該当する建築物は、バリアフリー法及び福祉のまちづくり条例が規定する手続きは不要ですが、高齢者・障がい者をはじめ、すべての利用者が円滑に建築物を利用できるよう適切な整備にご協力いただきますようお願いいたします。

B 基準適合義務（序章-33 B 福祉のまちづくり条例第 12 条別表に該当）

建築基準法関係法令として、建築確認申請において審査します。用途判断等については、建築主事又は指定確認検査機関にお問合せください。工事完了後は、建築基準法に基づく完了検査において、バリアフリー法及び福祉のまちづくり条例の内容についても検査を行います。



C 基準適合努力義務（序章-34 Cの表に該当）

手続きは不要です。ただし、次の「D事前協議」に該当する場合がありますので、ご注意ください。

D 事前協議（序章-35 Dの表に該当）

福祉のまちづくり条例第 40 条第 1 項の規定に基づき、市町村の福祉のまちづくり事前協議担当課との事前協議が必要です。したがって、建築物の用途・規模によっては事前協議及び建築確認申請の手続きを必要とする場合があります。

工事完了後は、建築基準法に基づく完了検査とは別に、福祉のまちづくり条例工事完了届を市町村の福祉のまちづくり事前協議担当課へ提出してください。



建築物等の整備方針

3 廊下等（政令第 11 条・19 条 条例第 14 条・25 条）

■基本的な考え方

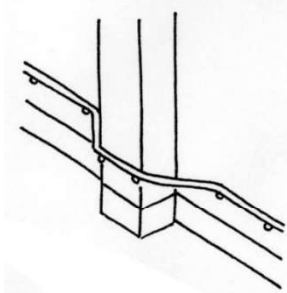
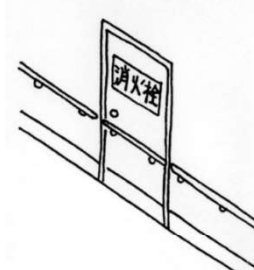
廊下は、利用者の利便や緊急時の避難などを考慮して、できるだけわかりやすく計画し、通行しやすいものとする
ことが望ましい。また、通行の支障とならないよう壁面からの突起物はできるだけなくし、高齢者、障がい者等の通
行の安全などに配慮することが必要である。

なお、授乳・おむつ交換についての設計例やイラストは、[15] 子育て支援設備参照のこと。

廊下等

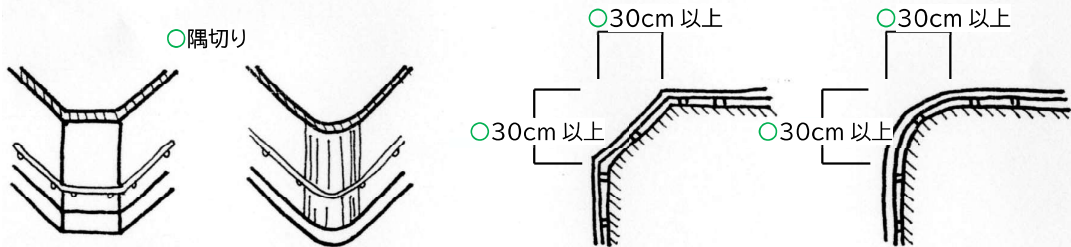
チェック項目（義務基準）		
一般基準	仕上げ	
	①表面は滑りにくい仕上げであるか	
	点状ブロック等	
	②点状ブロック等の敷設 （階段、傾斜路又はエスカレーターの上下端に近接する部分）	
移動等円滑化経路	手すり等	
	③手すりを設けているか （条例第 14 条第 2 号に定める特別特定建築物に限る）	
	通路幅員の確保	
	①幅は 120cm 以上であるか	
移動等円滑化経路	転回スペース	
	②区間 50m 以内ごとに車椅子が転回可能な場所があるか	
	戸の構造	
	③戸は車椅子使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	
移動等円滑化経路	乳幼児用設備	
	④授乳及びおむつ交換のできる場所を設け、その付近にその旨の表示をしているか （1 以上。条例第 25 条第 1 項第 1 号に掲げる特別特定建築物のうち、5,000㎡以上のものに限る）	

■整備基準

項目	○推奨 ●義務	内容	参照 図表
仕上げ			
	○	・床の表面は、転倒に対して衝撃の少ない材料で仕上げる。	
	●	一般基準 ・表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。 解説 カーペットの場合は、毛足の長いものは車椅子の操作が極端に重くなるため避ける。	
点状ブロック等			
	●	一般基準 ・階段又は傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）の上端・下端及びエスカレーターの上端・下端に近接する廊下等の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障がい者が利用するものに限る。）には、視覚障がい者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために、点状ブロック等（床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。以下同じ。）を敷設する。ただし、視覚障がい者の利用上支障がないものとして国土交通大臣または規則で定める場合は、この限りでない。 解説 階段の上端と下端には点状ブロック等の敷設が必要である。ただし、次の場合は規定は適用されない。 （国土交通省告示第 1497 号・条例施行規則第 3 条） ・勾配が 1/20 を超えない傾斜の上下端に近接するもの ・高さが 16cm を超えず、かつ勾配が 1/12 を超えない傾斜の上下端に近接するもの ・駐車場に設ける廊下等の場合	[14]案内設備までの経路参照
手すり等			
	○	・手すりは両側に連続して設ける。	図 3.1
	○	・柱型等の突出部があるときは、それに沿って設ける。	図 3.2
	○	・出入口付近の手すりには、室名、現在位置等を、点字表記する。	図 3.1
	○	・車椅子のフットレストが当たりやすい床上 35cm 程度まで「車椅子当り」を取りつけると車椅子及び壁面等の保護になる。	図 3.2
	●	一般基準 ・次に掲げる特別特定建築物における廊下等には、手すりを設ける。 イ 病院又は診療所 ロ 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの（主として高齢者、障がい者等が利用するものに限る。） ハ 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの（主として高齢者、障がい者等が利用するものに限る。） 解説 歩行困難者、高齢者、視覚障がい者等に対する歩行補助のため、指定する特別特定建築物に対しては、手すりの設置が必要である。	図 3.1 図 3.2
図 3.1 手すり（連続設置の例）   ○室名表示(点字表示) [2]出入口参照 ○窓ガラス(安全ガラス) ○点字表示 [16]造作設備参照			

項目	●義務 ○推奨	内容	参照 図表
		図 3.2 手すり（壁面設置の例）	
通路幅員の確保			
○		・幅は、車椅子使用者同士がすれ違える 180cm 以上確保する。 解説 車椅子使用者同士のすれ違いに配慮。電動車椅子やスポーツ用の車椅子の場合はこの限りではない。	図 3.3 図 3.5
●		移動等円滑化経路 ・幅は、120cm 以上とする。 解説 廊下に手すりがある場合の有効幅は、その内側で計測する。	図 3.3 図 3.5
図 3.3 屋内の通路の有効幅員 ●120cm 以上 車椅子使用者と横向きの人がすれ違える寸法 ○140cm 以上 車椅子使用者が転回(180°)できる寸法 ○150cm 以上 人と車椅子使用者がすれ違える寸法 車椅子使用者が回転(360°)できる寸法 ○180cm 以上 車椅子使用者同士がすれ違える寸法 車椅子使用者と杖使用者がすれ違える寸法 ※回転と転回の違い 回転: 360°まわる。車椅子の回転には直径 150cm 以上の円が内接するスペースが必要 転回: 180°方向転換。車椅子の転回には 140cm 角以上のスペースが必要			

転回スペース

項目	●義務 ○推奨	内容	参照 図表
乳幼児用設備			
	●	移動等円滑化経路 ・次に掲げる特別特定建築物（床面積の合計が 5,000 m²以上のものに限る。）は、授乳及びおむつ交換をすることができる場所を一以上設け、その付近にその旨の表示を行う。ただし、他に設ける場合はこの限りでない。 - イ 病院又は診療所 - ロ 劇場、観覧場、映画館又は演芸場 - ハ 集会場又は公会堂 - ニ 展示場 - ホ 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗 - ヘ 保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署 - ト 博物館、美術館又は図書館 - チ 飲食店 - リ 理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗 解説 授乳室等を設けた場合は、不特定多数の者が利用する利用居室となり、その室まで一以上を移動等円滑化経路としなければならない経路が発生する。なお、便所内の車椅子使用者用便所と授乳場所を兼用することは、本来の役割が異なる施設であり、衛生上の観点からも問題があるため認められない。	[12]標識 参照
動線計画			
	○	・通路は、分かりやすく、通行しやすい動線計画、形状等とする。	
	○	・廊下幅は、車椅子や杖使用者の通行に必要な幅と通行頻度等を考慮して決定する。 解説 廊下に植木鉢、自動販売機、消火器等の物品が置かれることもある。有効幅員を狭くしたり、手すりや壁による連続誘導が妨げられないように、設備・備品の設置場所をあらかじめ確保する。	
	○	・長い廊下や広い空間に接する場所に、休憩できる場所を設ける。 解説 ベンチや休憩のためのスペースは、通行の妨げにならないよう配慮する。	
側壁等			
	○	・曲がり角の出隅部分は「隅切り」などにより、見通しを確保し、車椅子が転回しやすいよう配慮する。 解説 コーナーミラーの設置でも良い。	図 3.6
	○	・通行の支障とならないよう壁面からの突出物は設けない。	
	○	・視覚障がい者の杖の位置に配慮し、やむをえず高さ 65cm 以上の部分に突出物を設ける場合は、突き出し部分を 10cm 以下とする。	
	○	・床から壁の立ち上がり境を視認しやすくするため、床仕上げ材料と壁は、明度、色相または彩度の差に留意する。	
図 3.6 側壁・曲がり角の隅切り 			

項目	●義務 ○推奨	内容	参照 図表
照明			
	○	・廊下の照明は通行に支障のない明るさとする。 <u>解説</u> 適宜、足元灯や非常用照明装置を設置する。	
	○	・床面をより明確に示すため、標準的な照明方法に加え、目の高さより下に取り付ける照明設備も整備する。	
誘導案内			
	○	・主要な居室・便所・エレベーター・階段等には視覚障がい者誘導用ブロック、音声案内装置により案内・誘導する。	
	○	・廊下等は、標識など必要な情報のみ掲示するようにする。 <u>解説</u> ポスターなど様々な情報があると、知的障がい者は必要な情報を得ることが難しい。	
防火戸			
	○	・防火戸は一目見てわかる配置・デザインとする。	
	○	・85cm以上の有効幅を確保する。	
	○	・シャッター式の防火戸は車椅子使用者等の安全性に十分配慮した製品を利用する。	

6 エレベーター（政令第19条 条例第25条）

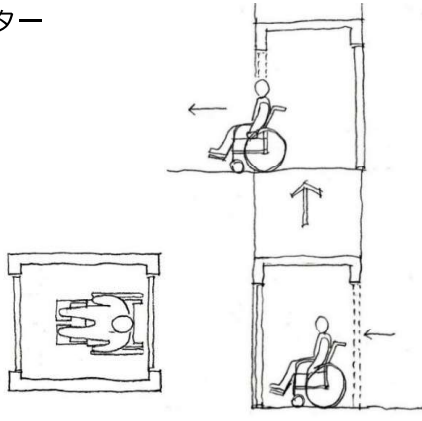
■基本的な考え方

エレベーターは、高齢者、障がい者等にとっては、垂直移動の大切な手段である。
建築物の高層化が進む中で、垂直移動が必要な施設は、エレベーターを設置することが望ましい。
また、エレベーターを設置する場合には、高齢者、障がい者等が利用しやすいように配慮することが必要である。

チェック項目（義務基準）	
移動等円滑化経路	停止階
	① 籠は必要階（利用居室又は車椅子使用者用便所・駐車施設のある階、地上階）に停止するか
	出入口
	② 籠及び昇降路の出入口の幅は80cm以上であるか
	③ 籠及び昇降路の出入口に利用者を感じ、戸の閉鎖を自動的に制止できる装置を設けているか
	④ 籠及び昇降路の出入口の戸にガラス等をはめ込むなど、籠の外部から内部を見ることができる設備を設けているか
	籠の大きさ
	⑤ 籠の奥行きは135cm以上であるか
	⑤ 不特定多数の者が利用する2,000㎡以上の建築物に設ける場合
	(1) 籠の幅は、140cm以上であるか
	(2) 籠は車椅子が転回できる形状か
	鏡
	⑥ 籠内に鏡を設けているか (籠の出入口が複数あるエレベーターで、開閉する籠の出入口を音声により知らせる設備が設けられている場合を除く)
	手すり
	⑦ 籠内の左右両側に手すりを設けているか
	乗降口ビー
	⑧ 乗降口ビーは水平で、150cm角以上であるか
	非常時のための設備
	⑨ 籠内に設ける制御装置には、非常の場合に外部の対応を表示する聴覚障がい者に配慮した装置を設けているか

チェック項目（義務基準）		
移動等円滑化経路	制御装置	
	⑩ 籠内及び乗降ロビーに車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けているか	
	(1) 籠及び昇降路の出入口の戸の開扉時間を延長する機能を有したものか	
	(2) 呼びボタン付のインターホンが設けているか (籠内の制御装置のうち、1以上)	
	⑩ 不特定多数の者が利用する2,000㎡以上の建築物に設ける場合	—
	(1) 車椅子使用者が利用しやすい制御装置を籠内の左右両面に設けているか (2の階のみに停止するエレベーターで、自動的に昇降する場合は片面)	
	制御装置(表示)	
	⑪ 籠内に停止予定階・現在位置を表示する装置を設けているか	
	⑫ 乗降ロビーに到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けているか	
	制御装置や音声案内、点字ブロック等	
	⑬ 不特定多数の者又は主に視覚障がい者が利用する場合	—
	(1) 籠内に到着階・戸の開鎖を知らせる音声装置を設けているか	
	(2) 籠内及び乗降ロビーに転じその他の方法(文字等の浮き彫り又は音声による案内)により視覚障がい者が利用しやすい制御装置を設けているか	
	(3) 籠内又は乗降ロビーに到着する籠の昇降方向を知らせる音声装置を設けているか	
	(4) 制御装置の各ボタンは押しボタンとしているか	
	(5) 乗降ロビーに設ける制御装置の前の床面には、点状ブロック等を敷設しているか	

■整備基準

項目	○推奨 ●義務	内容	参照 図表
停止階			
	●	移動等円滑化経路 ・ 籠（人を乗せ昇降する部分をいう。以下この章において同じ。）は、利用居室、車椅子使用者用便房又は車椅子使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止する。	
出入口			
	○	・ 出入口の幅は、車椅子使用者の利便性を考慮し、90cm 以上とする。 解説 日本産業規格 JIS T 9201 に定められる手動車椅子であれば出入口の幅が 80cm でも利用可能であるが、電動車椅子や、スポーツ用の車椅子の場合、利用できないものがある。（例：テニス用車椅子幅 87cm）	図 6.5 図 6.6
	○	・ 車椅子がかご内で転回する必要のない（かごの前面と背面に設置した）2 箇所のドアを用いた 貫通型 とする。	図 6.1
	○	・ かが及び昇降路の出入口の袖壁は 袖なしもしくは片袖とする。	
	○	・ 遠くからでもエレベーターが視認できるように、分かりやすい色合いにする等、配色に留意する。	
	●	移動等円滑化経路 ・ 籠及び昇降路の出入口の幅は、80cm 以上とする。	図 6.5 図 6.6
	●	移動等円滑化経路 ・ 籠及び昇降路の出入口に、利用者を感じし、戸の閉鎖を自動的に制止する装置を設ける。 解説 使用者の安全を図るための措置。光電式の場合は、光電ビームを 2 条以上、床上 20cm 及び 60cm 程度の高さに設ける。	図 6.6 図 6.7
	●	移動等円滑化経路 ・ 籠及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものをはめ込み、又はその他の装置を設けることにより、籠の外部から籠内を見ることができる構造とする。 解説 事故等の際に内部を確認することができるよう必要。 防火区画との関係からガラス等による窓を設置できない場合は、籠の外部から内部を確認できるカメラ等を設ける。この場合、管理事務所（管理事務所がない場合は、メインロビー等）にモニターテレビを設置する。ガラス窓の高さは、床面から概ね 50cm 程度とする。	図 6.5 図 6.7
図 6.1 出入口が複数あるエレベーター 			

項目	○推奨 ●義務	内容	参照 図表
----	------------	----	----------

籠の大きさ

○	・大規模施設、集会施設、劇場等一度に多くの車椅子使用者が集中することが想定される施設では稼働力が低下する時間帯があるため、エレベーターの籠の大きさ、設置数、配置等を十分に検討する。	表 6.1
○	・施設の利用状況に応じて、籠の幅は 160cm 以上とする。 解説 籠の幅を 160cm 以上とすることで、車椅子が 2 台同時に乗車することができる。(電動車椅子やスポーツ用車椅子など、車椅子によって必要な寸法は異なるので注意が必要。) 病院、福祉施設、公共施設等では一度に複数の車椅子使用者が利用することもあるため、利用特性に配慮した籠形状とする。	図 6.6 表 6.1
○	・座位変換型の(電動)車椅子使用者等の利用を考慮し、籠の奥行きは、150cm 以上とする。	表 6.1 図 6.2 図 6.6
○	・多数の者が利用し、又は床面積の合計が 2,000 m ² 未満の不特定多数の者が利用する建築物でも、主要な経路上のエレベーターの籠の幅は、できるかぎり 140cm 以上かつ収容人員 11 人乗人以上とし、籠は、車椅子の転回に支障がない構造とする。 解説 電動車椅子等、大きな車椅子では奥行き 135cm では利用できない場合があること、車椅子が 2 台同時に利用する場合があることを踏まえ、収容人員 15 人乗人以上とすることが望ましい。	表 6.1

表 6.1 JIS A 4301 に定められたエレベーターの籠の大きさ等

最大定員 (人)	籠の内法寸法		出入口の 有効幅員(cm)
	間口(cm)	奥行き(cm)	
9	105	152	80
11	140	135	80
13	160	135	90
15	160	150	90
17	180	150	100
	200	135	110
20	180	170	100
	200	150	110
24	200	175	110
	215	160	

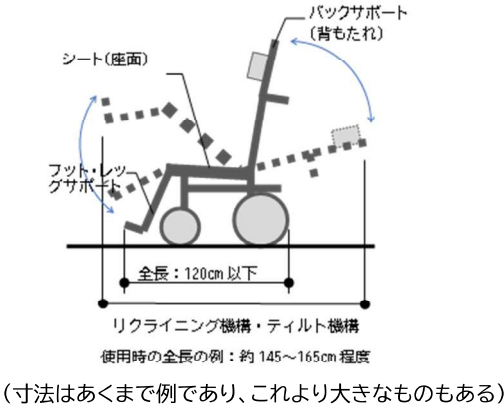
図 6.2 座位変換型の車椅子

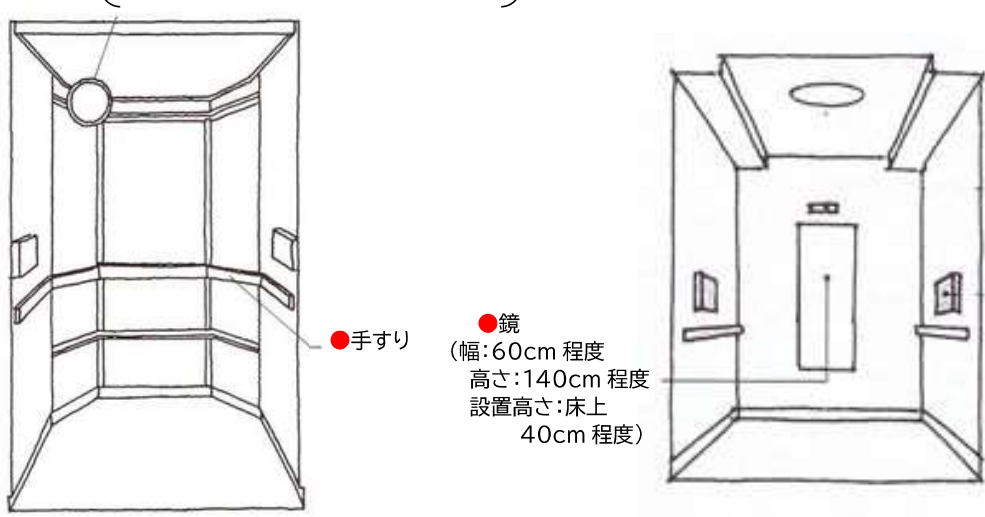
座位変換型の(電動)車椅子

・座位変換型の(電動)車椅子は、リクライニング機構や身体支持部のティルト機構等を有する車椅子で、座位姿勢の保持が困難な方等が楽な姿勢を保持しやすくするために多く使用されている。

・リクライニング機構とは、車椅子のバックサポート(背もたれ)やレッグサポート角度が調節できる機構、ティルト機構とは、車椅子のシート(座面)との角度が固定されたまま、シート及びバックサポートの傾斜を一体的に調整できる機構である。

・これらの機構を用いてバックサポートを後方へ傾斜させ、レッグサポートを挙上する場合の当該車椅子の全長は、日本産業規格(JIS)に示される全長 120cm に比べて大きくなる。



項目	○推奨 ●義務	内容	参照 図表
	●	移動等円滑化経路 ・ 籠の奥行きは、135cm 以上とする。 解説 日本産業規格（JIS）に準拠した EV であれば、一般乗用（Pタイプ）は 11 人乗り以上、住宅用（Rタイプ）は 9 人乗り以上で奥行き 135cm が確保される（手すり及び車椅子用の制御装置の幅は 10cm を限度として、ないものとみなして算定する。） 電動車椅子等、大きな車椅子では、奥行きが 135cm では利用できないものがあるため、施設利用者に併せて計画する必要がある。	図 6.6
	●	移動等円滑化経路 不特定かつ多数の者が利用する 2,000 m²以上の建築物に設ける場合 ・ 籠の幅は、140cm 以上とする。	図 6.6
	●	移動等円滑化経路 不特定かつ多数の者が利用する 2,000 m²以上の建築物に設ける場合 ・ 籠は、車椅子の転回に支障がない構造とする。	
鏡			
	●	移動等円滑化経路 ・ 籠内に、車椅子使用者が乗降する際に籠及び昇降路の出入口を確認するための鏡を設ける。ただし、籠の出入口が複数あるエレベーターであって、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のもの（開閉する籠の出入口を音声により知らせる設備が設けられているものに限る。）については、この限りでない。 解説 籠内で転回しなくても車椅子使用者が戸の開閉状況など背後の状況を確認するためのものであり、安全ガラスや金属性平面鏡を設置する。 平面鏡の大きさは幅 60cm×高さ 140cm 程度とし、設置高さは床上 40cm 程度とする。なお、車椅子使用者の乗り降りに配慮し、足元（床面）まで鏡とすることが望ましい。 ただし、籠内で転回しなくてもよい 2 方向出入口のエレベーターで、2 の階のみに停止するもの又は開閉する出入口を音声により案内する設備を有するもの場合は、この限りではない。	図 6.3 図 6.5
図 6.3 鏡 （展望エレベーター・トランク付型のように平面鏡が設置できない場合のみ） ●凸面鏡  ●手すり ●鏡 (幅:60cm 程度 高さ:140cm 程度 設置高さ:床上 40cm 程度)			
手すり			
	○	・ 籠が比較的大きい場合は、正面にも手すりを設ける。	図 6.8
	●	移動等円滑化経路 ・ 籠内の左右両面の側板に、手すりを設ける。 解説 手すり取り付け高さは 75cm～85cm 程度とする。	図 6.6 図 6.8

項目	○推奨 ●義務	内容	参照 図表
乗降口ビー			
	○	・乗降口ビーの広さは180cm角以上確保する。	図 6.6
	○	・エレベーターホールの近くは、車椅子使用者等が転落するおそれがあるので、階段又は段を設けない。 解説 やむを得ずエレベーター付近に階段又は段を設ける場合には、車椅子使用者等の転落防止等に十分注意した配置とする。	
	○	・籠の床と乗降口ビーの床の段は小さくし、かつ、隙間は車椅子のキャスターが落ちないように3cm以下とする。	
	○	・乗降口ビーに設ける操作ボタンの下部には物を置かない。	
	○	・乗降口ビーは適宜照明を行い、制御装置等を見やすくする。 解説 エレベーターは建物の角に設置されることが多く、照明が暗くて制御装置等が見にくい場合がある。	
	●	移動等円滑化経路 ・乗降口ビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、150cm以上とする。 解説 乗降口ビーにて車椅子使用者が回転できるスペースを確保し、直進でエレベーターに進入または退出できるものとする。	
非常時のための設備			
	○	・事故等の際に、外部とスムーズに意思疎通ができるよう、音声による案内、情報提供を行う電光表示板や手話を表示できるモニター装置（内部の様子が分かるもの）等、管理者等とコミュニケーション可能な設備を設置する。	
	●	移動等円滑化経路 ・籠内に設ける制御装置（車椅子使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあっては、当該その他の位置に設けるものに限る。）に、停電等の非常の場合に外部の対応の状況を表示する聴覚障がい者に配慮した装置を設ける。	図 6.4
制御装置			
	○	・制御装置の取り付け位置、配列、ボタンの形状、使い方等を同一建物内で統一する。 解説 車椅子使用者が利用できるエレベーターを複数設置した場合は、車椅子使用者が利用できる乗り場ボタンを1台分だけ設置するのではなく、利用できるエレベーターすべてに設置することが望ましい。	
	○	・一般用制御装置の取り付け位置は、片側の場合は扉に向かって右側とする。	
	○	・点字表示は、ボタンが縦配列の場合は左側に、横配列の場合は上側に行う。 解説 点字表示については JIS T 0921 に基づく。	
	○	・階数ボタンは浮彫階数表示（さわってわかる表示）とする。	図 6.4
	○	・ボタン操作時に応答音による案内とする。	
	○	・乗り場ボタン及び操作盤ボタンは、大きく、丸い形状のものを利用する。ボタンを押した際に、押せたことが視覚障がい者や、聴覚障がい者でもわかるよう、電飾と音で報せる構造にする。 解説 ボタンは、指の動きが不自由でも押せる形状とする。	
	○	・ドアの開放時間は10秒程度とする。	
	○	・ボタンの文字は、周囲との色の明度、色相又は彩度の差が大きいこと等により弱視者（ロービジョン）の操作性に配慮したものであること。	
	○	・乗り場ボタン・操作盤ボタンは、点字に加え、文字等の浮き彫り、音による案内、その他これらに類するものにより、視覚障がい者が円滑に操作できる構造とする。	
	○	・点字表示は、かご内の立位で使用する乗り場ボタン、操作盤の各ボタン（階数、開閉、非常呼び出し、インターホン）に設ける。	
	●	移動等円滑化経路 ・籠内及び乗降口ビーには、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設ける。 解説 ボタンは100cm程度の高さとする。 イ 籠及び昇降路の出入口の戸の開扉時間を延長する機能を有する。 解説 戸の開放時間が通常より長くなる機能。 ロ 籠内に設けるもののうち一以上は、呼びボタン付きのインターホンを有する。 解説 ボタンの形状を触覚でわかるようにする。	図 6.8
	●	移動等円滑化経路 不特定かつ多数の者が利用する2,000㎡以上の建築物に設ける場合 ・制御装置は、籠内の左右両面（2の階のみに停止するエレベーターで、自動的に昇降する機能を有するものにあっては、片面）の側板に設ける。	図 6.7

項目	○推奨 ●義務	内容	参照 図表
	●	(表示) 移動等円滑化経路 ・ 籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設ける。 解説 聴覚障がい者は音声案内に頼るのが困難なため、表示の可視化が必要である。	図 6.4 図 6.5 図 6.6
	●	(表示) 移動等円滑化経路 ・ 乗降口ビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設ける。 解説 聴覚障がい者は音声案内に頼るのが困難なため、表示の可視化が必要である。	図 6.4
	●	(点字表示等) 移動等円滑化経路 不特定かつ多数の者又は主に視覚障がい者が利用する場合 ・ 籠内及び乗降口ビーに設ける制御装置（車椅子使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあっては、当該その他の位置に設けるものに限る。）は、点字その他国土交通大臣が定める方法により視覚障がい者が円滑に操作することができる構造とする。 （ただし、駐車場に設けるエレベーター及び乗降口ビーの場合は、この限りでない） 解説 【国土交通大臣が定める方法】（国土交通省告示第 1493 号） ・ 文字等の浮き彫り ・ 音による案内 ・ 点字及び上記 2 つに類するもの 点字表示を制御装置に設ける際、立位で使用する制御装置に設けることを基本とする。操作ボタンへの点字表示は、ボタンの左側に設けるようにする。	図 6.4 図 6.5 図 6.6 図 6.7 図 6.9
	●	(形状) 移動等円滑化経路 不特定かつ多数の者又は主に視覚障がい者が利用する場合 ・ 制御装置は、押しボタン式とする。 （ただし、駐車場に設けるエレベーター及び乗降口ビーの場合は、この限りでない） 解説 タッチセンサー式のボタンは、視覚障がい者には押したか否か認知が難しいため、ストローク（ボタンを押し下げること）のある押しボタンとする必要がある。	図 6.4 図 6.5 図 6.6 図 6.7 図 6.9

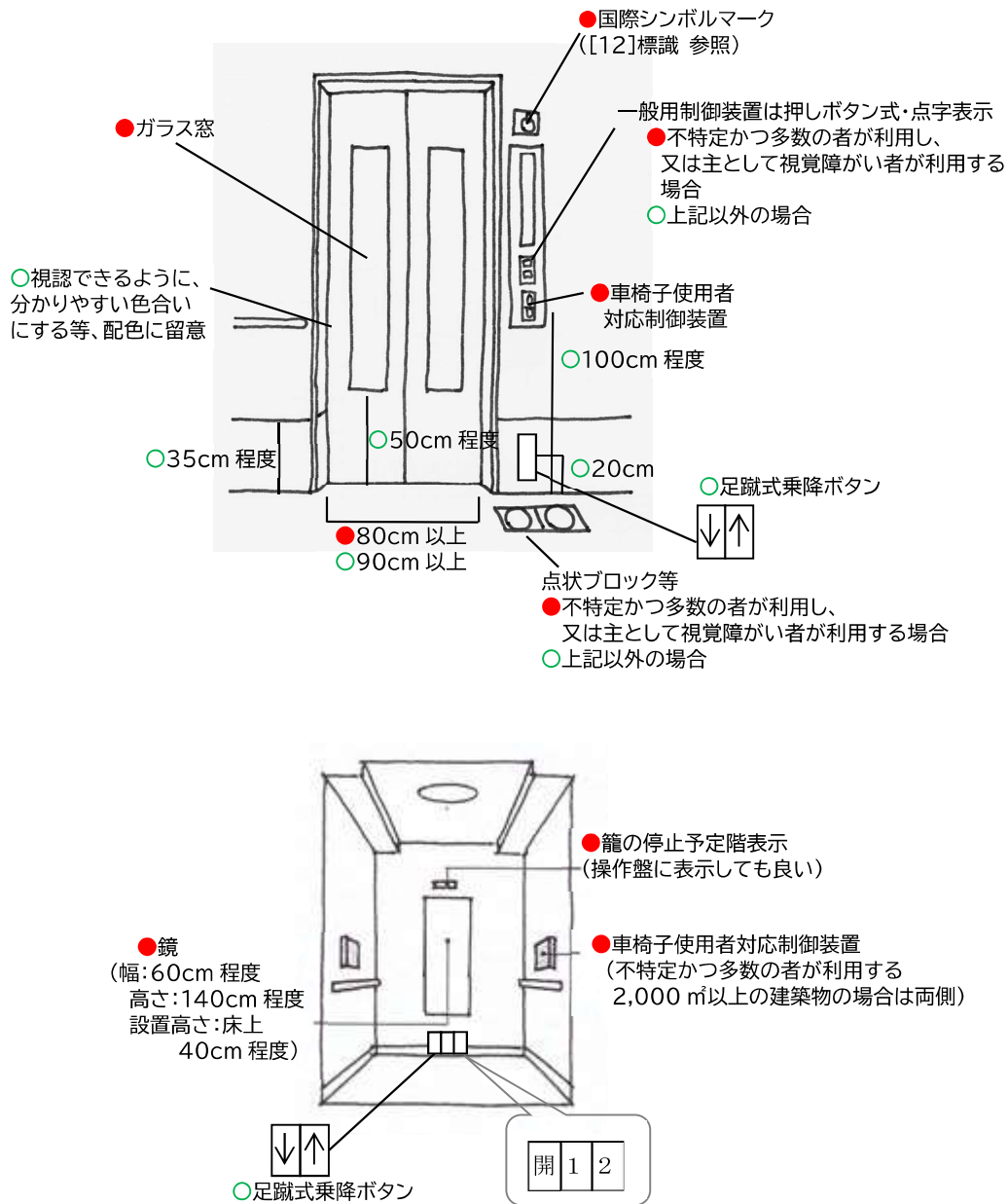
項目	○推奨 ●義務	内容	参照 図表
図 6.4 制御装置			
縦型操作盤 ●方向表示 ●階数表示 ○インターホン ●非常ボタン ●聴覚障がい者対応の応答灯 点字表示(ボタンの左側) ●不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障がい者が利用する場合 ○上記以外の場合 階数ボタン 開閉ボタン 車椅子使用者対応主操作盤 ○国際シンボルマーク ○注意銘板 ○戸開ボタン ○戸閉ボタン ○行き先ボタン ○戸閉位置表示板 ○床面から100cm程度 聴覚障がい者対応の応答灯 利用銘板の例 非常の時押し続けて下さい。 ・係員を呼び出し中 — ランプ点滅 ・係員が応答中 — ランプ点灯 車椅子使用者対応副操作盤 ○国際シンボルマーク ○戸開ボタン ○戸閉ボタン ○行き先ボタン ○床面から100cm程度 ○階数ボタン(千鳥配置の例) 階数ボタン ●点字表示又は操作ボタンが浮き彫りになったもの ○階数ボタン(利用案内表示の例) B2 B1 1 地下街 連絡 ○到着階が立体通路や地下街、地下道、鉄道駅等と接続している場合は表示 押しボタン式 階数ボタンは浮彫表示、ボタン操作時に応答音がある 大きく、丸い形状の乗り場ボタン及び操作盤ボタン			

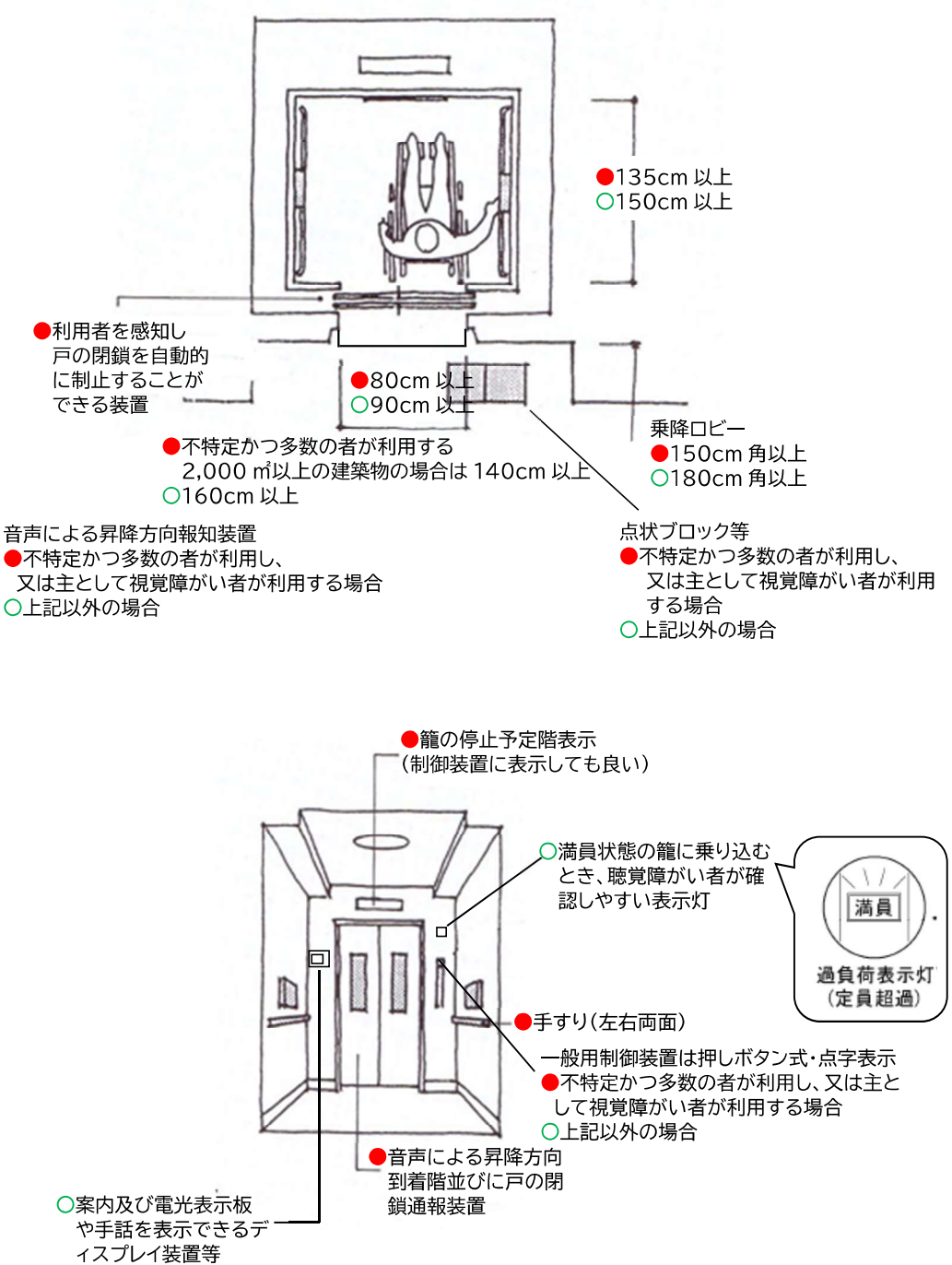
項目	○推奨 ●義務	内容	参照 図表
標識(再掲)			
	●	移動等円滑化経路 ・移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近には、国土交通省令で定めるところにより、それぞれ、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることを表示する標識を設けなければならない。 解説 国際シンボルマークは乗降、ロビーの車椅子利用者対応制御装置の付近など、車椅子利用者等の見やすい位置に表示する。	図 6.5 図 6.9 [12]標識 参照
音声案内(戸の開鎖・昇降方向)			
	○	・2方向出入口のエレベーターの場合は、開閉する側の戸を音声案内で知らせる。	
	●	(戸の開鎖) 移動等円滑化経路 不特定かつ多数の者又は主に視覚障がい者が利用する場合 ・籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の開鎖を音声により知らせる装置を設ける。(ただし、駐車場に設けるエレベーター及び乗降ロビーの場合は、この限りでない)	図 6.6
	●	(昇降方向) 移動等円滑化経路 不特定かつ多数の者又は主に視覚障がい者が利用する場合 ・籠内又は乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設ける。(ただし、駐車場に設けるエレベーター及び乗降ロビーの場合は、この限りでない)	図 6.6
点字ブロック等			
	●	移動等円滑化経路 不特定かつ多数の者又は主に視覚障がい者が利用する場合 ・乗降ロビーに設ける制御装置の前の床面には、視覚障がい者に対し制御装置の存在を示すために、点字ブロック等を敷設する。 (ただし、駐車場に設けるエレベーター及び乗降ロビーの場合は、この限りでない)	図 6.5 図 6.6 図 6.9
明るさ			
	○	・かご内の照明は、エレベーターホールや周辺通路と同程度の明るさで、ちらつきのない均一なものとする。	
エレベーターの設置			
	○	・エレベーターは、主要な経路に隣接して設置し、エレベーター入口までわかりやすく誘導する。	
	○	・独立した乗降ロビーが複数ある場合には、乗降ロビーごとに福祉仕様のエレベーターを一以上整備する。	
エレベーターの標準規格			
	○	・車椅子兼用エレベーターに関する標準(JEAS-C506A)・視覚障がい者兼用エレベーターに関する標準(JEAS-515D)(共に、(社)日本エレベーター協会制定)による。	
防火区画			
	○	・エレベーターシャフトの区画のために、防火戸の枠や柱をエレベーター付近に独立して設けると、視覚障がい者の歩行の障害になるだけでなく、衝突の危険があるため、できるだけ設けない区画設計を行う。	
屋外に面するエレベーター			
	○	・出入口が外部に面するエレベーターには庇を設け、雨天時の乗降に配慮する。	
乗客への情報提供・表示			
	○	・籠内にはエレベーター故障時に情報提供を行うための電光表示板を設置する。	図 6.4 図 6.6
	○	・停電時管制運転、地震時管制運転、火災時管制運転装置を設ける。管制運転が作動した時は、籠内の乗客に音声と電光表示等で案内する。	
	○	・満員状態の籠に乗り込むとき、聴覚障がい者が確認しやすい表示灯を設ける。	図 6.6
	○	・音声による案内及び電光表示板や手話を表示できるディスプレイ装置等による案内を行う。 解説 案内の事例は、「係員に連絡中です。しばらくお待ちください。」「ただいま、係員が向かっています。しばらくお待ちください。」などがある。音声は視覚障がい者、電光表示板やディスプレイ装置等は聴覚障がい者が利用できる。	図 6.4 図 6.6

項目	○推奨 ●義務	内容	参照 図表
	○	・エレベーターの昇降ロビー及び籠内に、到着階の各空間の用途、利用案内等を表示する。また、到着階が立体通路や地下街、地下道、鉄道駅等と接続している場合は、その旨を表示する。	図 6.4
足蹴り式ボタン			
	○	・操作ボタンを手や肘で操作できない車椅子使用者のために足蹴り式ボタンを設置する。	図 6.5
ソフト対応			
	○	・一時に多数の利用が集中する施設（劇場や屋内競技場等）では、高齢者、障がい者等のエレベーター利用に際して、誘導を行うなどの人的な対応をする。	

図

図 6.5 エレベーターの設計例①



項目	○推奨 ●義務	内容	参照 図表
		図 6.6 エレベーターの設計例②  ● 135cm 以上 ○ 150cm 以上 ● 利用者を感知し戸の閉鎖を自動的に制止することができる装置 ● 80cm 以上 ○ 90cm 以上 ● 不特定かつ多数の者が利用する2,000 m²以上の建築物の場合は 140cm 以上 ○ 160cm 以上 - 乗降ロビー ● 150cm 角以上 ○ 180cm 角以上 - 音声による昇降方向報知装置 ● 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障がい者が利用する場合 ○ 上記以外の場合 - 点状ブロック等 ● 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障がい者が利用する場合 ○ 上記以外の場合 ● 籠の停止予定階表示 (制御装置に表示しても良い) ○ 満員状態の籠に乗り込むとき、聴覚障がい者が確認しやすい表示灯 ● 手すり(左右両面) - 一般用制御装置は押しボタン式・点字表示 ● 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障がい者が利用する場合 ○ 上記以外の場合 ● 音声による昇降方向到着階並びに戸の開鎖通報装置 ○ 案内及び電光表示板や手話を表示できるディスプレイ装置等  過負荷表示灯 (定員超過)	

項目	○推奨 ●義務	内容	参照 図表
図 6.7	エレベーターの設計例③	●ガラス窓が設置できない場合は内部を確認できるカメラ等を設置する ●ガラス窓(床面から 50cm 程度) ●車椅子使用者対応制御装置 (不特定かつ多数の者が利用する 2,000 m²以上の建築物の場合は両側) ●行き先ボタン ●車椅子使用者対応制御装置 (不特定かつ多数の者が利用する 2,000 m²以上の建築物の場合は両側) ●利用者を感知し、戸の閉鎖を自動的に制止できる装置 ○100cm 程 ○光電式の場合は、光電ビームを 2 条以上、床上 20cm 及び 60cm 程度の高さに設ける ○手すりの設置高さ 75cm～85cm 程度 ○車椅子当り	
図 6.8	手すりや制御装置の高さ	●車椅子使用者対応制御装置の設置高さ (乗降ロビー) ●手すりの設置高さ 75cm～85cm 程度 ○手すりの設置高さ 75cm～85cm 程度 ○車椅子使用者対応制御装置の設置高さ (籠内部) 100cm 程度 ○籠が比較的大きい場合、正面にも手すりを設けると高齢者等が楽である。	

項目	○推奨 ●義務	内容	参照 図表
図 6.9		2 台以上の場合の設計例	
		● 標識 ○ 10cm×10cm 以上 [12] 標識 参照 一般エレベーター 一般エレベーター 移動円滑化の措置が取られたエレベーター ● ガラス窓 ● 点状ブロック等 ● 押しボタン式・点字表示 ● 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障がい者が利用する場合 ○ 上記以外の場合 ● 車椅子使用者対応制御装置 ○ 床面から 100cm 程度 JEAS-C506A では、一般用制御装置とは別に車椅子使用者対応制御装置を設けるとしているが、施設等の特性を鑑み、複数台のエレベーターを設置する際に、すべての制御装置を車椅子使用者が利用できる 100cm 程度としている事例もある。 ただし、点字は手が字に対して水平になるようにして読むため、点字表示をしている乗場ボタンが低い位置にあると視覚障がい者が読みにくい場合があるため、注意が必要である。	

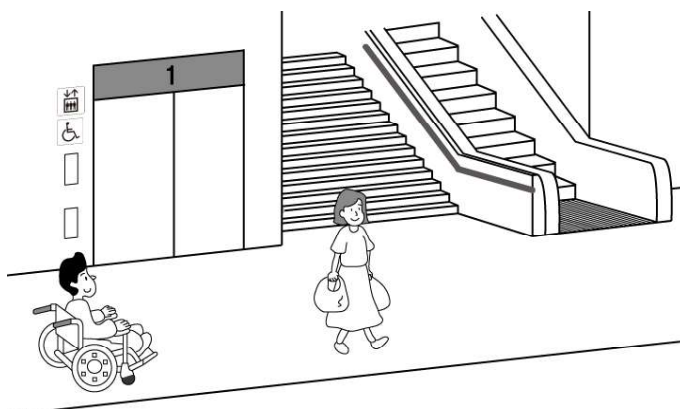
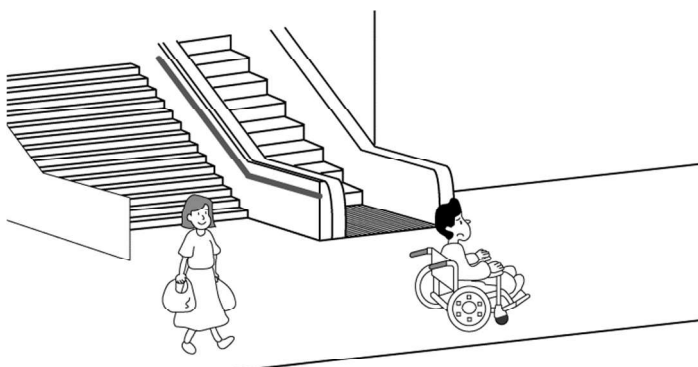
参考 ～動線計画の例～

◆必要な機能を満足するだけの設計だと…

建物にある段差を解消するためにエレベーターを設置しても、エレベーターを使うと階段を使うよりも遠回りになってしまうことがあります。

また、多くの人が利用する主要な経路上には階段やエスカレーターしかなく、非常に分かりにくい場所にエレベーターが設置されている場合があります。

このとき、エレベーターを利用しないと、垂直移動することができない利用者は、不便を感じる場合があります。



◆利用しやすくなる工夫

<動線計画>

- ・エレベーター、エスカレーター、階段を主要な経路の近くに配置することで、様々な特性を持った多様な利用者が同じ経路をたどって建物を利用できるようになります。

<誘導案内>

- ・エレベーターが主要な経路から離れた場所に設置されている場合、主要な経路沿い及びエレベーターの乗降場所付近において、案内表示や、音声案内、文字情報等を適切に組み合わせることで誘導することが必要です。

([12] 標識、[13] 案内設備 参照。)

